

平成 2 9 年度

府中市都市計画審議会議事録

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日開催

府中市都市計画審議会
議事日程

平成29年11月17日(金)午前10時
西庁舎3階第2・3・4委員会室

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 会長の選任について

日程第3 会長代理の指名について

日程第4 議席の指定について

日程第5 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第6 報告 (1) 府中市都市・地域交通戦略(案)について

(2) 生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件の設定
について

日程第7 その他

午前 10 時 00 分 開会

【計画課長】 それでは、定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会させていただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、まず、委嘱状の伝達でございますが、本来ならば、市長から委員の皆様一人ひとりにお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これをもちまして委嘱状の伝達にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、高野市長からご挨拶申し上げます。

【市長】 皆さん、おはようございます。市長の高野律雄でございます。このたびは府中市都市計画審議会委員への就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただきまして、ありがとうございます。また、本日はご多忙にかかわらず、ご出席をいただきまして、重ねて感謝を申しあげさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより市政の各般にわたりまして、多大なご理解とご協力をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、本市では、「みんなでつくる笑顔あふれる住みよいまち」を目指し、「人を魅了するにぎわいと活力のあるまちづくり」をさらに推進していくため、将来のまちづくりの方向性を示す府中市都市計画マスタープランに基づいて、様々なまちづくり施策を展開しております。

この都市計画マスタープランにつきましては、上位計画である第6次総合計画に加え、中心市街地活性化基本計画などとの整合を図るため、平成32年度での改定を予定しております。また、

本年度より都市計画マスタープランの高度化版であります立地適正化計画の策定作業を進めておりまして、今後、委員の皆様のご意見を賜りながら、手続を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、これから2年間にわたりまして、府中市のよりよいまちづくりのため、ご指導、ご審議をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

結びに、委員皆様のますますのご健勝とご活躍をお祈りいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【計画課長】 ありがとうございます。委員の皆様には、大変恐縮ではございますが、市長はほかにも公務が重なっておりまして、ここで退席をさせていただきます。ご了解をお願いいたします。

【市長】 どうぞよろしくお願いをいたします。

【計画課長】 それでは、本日は新たな委員の皆様による最初の会議になりますので、大変恐縮ですが、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、委員のほうから右回りでお願いいたします。

【委員】 皆さん、おはようございます。首都大学東京の でございます。専門は都市計画でございまして、首都大学東京は都立大学とあって、南大沢、八王子のほうにございます。割と近いところですので、土地勘もございます。よろしくお願いをいたします。

【委員】 武蔵府中商工会議所の副会長を務めます と申します。担当は製造業ということで出させていただいております。ど

うぞよろしくお願いいたします。

【委員】 府中市商店街連合会の会長をしております と申します。よろしく申し上げます。私は、商店街、商業のほうから見たことでも出させていたでいております。よろしく申し上げます。

【委員】 武蔵府中商工会議所の会頭を務めております と申します。府中市の商業も含めてサービス業、建設業、製造業、各種の地域の振興を進めております。よろしく申し上げます。

【委員】 皆さん、こんにちは。府中市議会議員の です。皆さんからご指導をいただきながら、しっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中市議会議員の でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 府中市議会議員の です。よろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中市議会議員の でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。同じく府中市議会議員の でございます。引き続きでございますが、よろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中市議会議員の でございます。よろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。市議会議員の でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中警察署の交通課長の と申します。本日、署長の がどうしても出席できないため名代

でまいりました。よろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中消防署長の 　　　　　　でございます。防火・防災の観点からかかわらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。 　　　　　　と申します。一般で今度、応募させていただきました。私は2年前に会社を定年退職で辞めまして、現在は府中市のボランティア活動を一生懸命やっております。よろしくお願います。

【委員】 　　　　　　と申します。引き続きお世話になります。東京大学大学院で非常勤講師をしております。それから、国宝迎賓館赤坂離宮のボランティアガイドです。11年前にボランティア立ち上げを私がいたしました。府中市のためにも、今色々榊原記念病院のボランティアをしたり、ほかの社会活動を府中市でやっております。どうぞよろしくお願申しあげます。

【計画課長】 ありがとうございます。本日、本審議会の臨時委員で、府中市都市計画マスタープラン改正検討部会の部会長代理を務めていらっしゃいます 　　　　　　委員にもご出席いただいております。委員の皆様にご紹介させていただきます。

委員は、本日の報告事項1の「府中市都市・地域交通戦略（案）」を直接所管しております「府中市都市・地域総合交通戦略検討協議会」の会長でもいらっしゃいます。早稲田大学の理工学術院の教授でいらっしゃいます。専門分野は、交通計画・都市計画とお聞きしております。そのほか、日本都市計画学会の常務理事、日本交通政策研究会常務理事、内閣府中央交通安全対策会議の専門委員など多数を歴任されていらっしゃいますので、 　　　　　　委

員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

【委員】 過分な紹介をありがとうございます。早稲田の で
ございます。マスタープランの改定をお手伝いするとともに、交
通戦略の協議会の取りまとめ役をやっております。今日はその話
題が報告事項にあるということで、臨時委員で参加させていただ
きました。どうぞよろしくお願いいたします。

【計画課長】 ありがとうございます。

本日、 委員と 委員が欠席ということでございます。皆
様にはよろしくお伝えくださいとのことでした。どうぞ
よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして進めていただきたいと思います
ですが、会長がまだ選任されておられませんので、会長が決まるま
での間、会議の進行役を務めていただく方を決めていかなければな
らないと思います。いかがいたしましょうか。

〔「事務局一任」と呼ぶ者あり〕

【計画課長】 ありがとうございます。ただいま事務局一任のお
声をいただきましたので、学識経験者の委員の方の中から、大変
恐縮ではございますが、 委員に進行役をお願いしたいと存じ
ます。 委員、よろしくお願いいたします。議長席のほうにど
うぞ。

【委員】 ただいまご指名をいただきました でございます。
会長が選任されるまで進行役を務めさせていただきますので、よ
ろしくよろしくお願いいたします。

着座にて進行いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと思いますが、会議を開催するに当

たりまして、まず、本日の皆様方の出欠の状況でございますが、
委員及び委員が欠席とのご連絡が入っております。

あと委員がご都合で欠席のため、先ほどご紹介がありました
が、本日は代理として交通課長にご出席をいただいております。

会議でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会
議は有効に成立をしております。

それでは、事前にお配りしております本日の資料の議事日程に
従いまして、まず最初に会議の運営にかかる事項として、仮議席、
会長、会長代理及び議席を決めさせていただきます。その後、議
案をご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきたいと思
いますが、まず日程第1「仮議席の指定について」でございます
が、これにつきましては、現在着席されている席でよろしいでし
ょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員】 それでは、異議なしということですので、仮議席につ
きましては、現在着席されている席とさせていただきます。

それでは、日程第2「会長の選任について」でございます。府
中都市計画審議会条例第6条に、「会長は、『学識経験者』として
任命された委員のうちから選出する」と定められております。し
たがいまして、学識経験者として任命されました委員、
委員、委員、委員、委員、そして私の6名の中から
選出するということになります。

それでは、会長の選出につきまして、いかがいたしましょうか。
ご意見ある方、よろしく申し上げます。

それでは、委員、申し上げます。

【委員】 私は、委員を推薦したいと思います。前回までこの会の会長としてスムーズな運営をされておりますし、何より商工会議所の会頭ということでございます。それから、色々な要職も歴任されており、私は適任かと思っておりますので、ご推薦申し上げます。

【委員】 ありがとうございます。ただいま委員のほうから、委員を会長に推薦するというご意見をいただきました。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員】 ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、委員に会長をお願いいたします。

それでは、会長が決まりましたので、私は会長と席を交代いたします。ありがとうございました。

【計画課長】 委員、大変ありがとうございました。

それでは、府中市都市計画審議会運営規則第5条に、「審議会の議長は会長が当たる」と規定されておりますので、ただいま会長に選任されました会長に議事の進行をお願いしたいと思います。会長、議長席のほうに移動をお願いいたします。

また、大変恐縮ではございますが、委員、委員、委員におかれましては、席を詰めていただきますようお願いいたします。

【議長】 ただいま府中市都市計画審議会の会長という指名をい

ただきまして、大変恐悦であります。微力ですが、委員皆様方のお力添えをいただく中、この審議会を無事に務めていきたいと思っております。また、円滑に務めていきたいと思っておりますので、お力添えを賜りたいと思っております。

では、これから始めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。着座して進めさせていただきます。

それでは、議事日程に従いまして、日程第3「会長代理の指名について」を議題といたします。

本件につきましては、府中市都市計画審議会条例第6条第3項に、「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されておりますので、私から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。異議がないということですので、私から会長代理を指名させていただきます。よろしいと思っております。

この審議会でございますが、6年にわたりまして会長代理の実績がある委員に引き続きお願いしたいと思っております。今日は欠席でございますが、前もって了承はしていただいております。皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。それでは、委員を会長代理に指名させていただきます。

次に、日程第4「議席の指定について」を議題といたします。

本件につきましては、府中市都市計画審議会運営規則第4条に、

「委員の議席は、あらかじめ会長が定める」とされておりますが、現在着席されている席ということでさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。

次に、本日の会議の議事録署名人について決めたいと思います。

府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、「議事録には、議長及び議長が指名する委員が署名するものとする。」ということになっております。議事録署名人を私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。それでは、本日の議事録の署名人につきましては、議席番号1番、委員、よろしくお願ひします。次に、議席番号3番、委員にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、本日の審議会を開催するに当たりまして、傍聴者はおりますでしょうか。

【計画課長補佐】 傍聴者はありません。

【議長】 わかりました。傍聴者はなしということで、このまま進めていきたいと存じます。

それでは、議事日程に従いまして、日程第5、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」を議題といたしたいと思います。

それでは、議案の説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、

ご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地の一部を廃止するもの及び市街化区域内において適正に管理されている農地等について、生産緑地地区の指定を行うものでございます。

なお、本件は、府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第1号議案、資料の1ページをお開きください。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約98.5ヘクタールでございます。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となりますのが9件、削除とする面積は約1万6,100平方メートルでございます。削除の理由といたしまして、買取りの申し出に伴う行為制限の解除により生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

2ページをお開きください。

続きまして、第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となりますのが4件、追加する面積は、約1,630平方メートルでございます。追加の理由といたしましては、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものでございます。

3ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、削除及び追加する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。

「変更概要」でございますが、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2の「区域の変更」につきましては、計画図により後ほどご説明させていただきます。

3の「面積の変更」につきましては、地区数は457件から458件となり、1件の増。府中市全体の生産緑地地区の面積は約99.95ヘクタールから約98.5ヘクタールとなり、約1.45ヘクタールの減となります。

なお、追加指定にあたりましては、農業委員会から、本年7月19日付で生産緑地として適正であるとの了承の回答をいただいております。削除も合わせた本件の都市計画変更案につきましても、本年8月21日付で了承の回答をいただいております。

また、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年10月11日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年10月16日から10月30日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に都市計画変更の告示を行う予定でございます。

それでは、変更の詳細につきましては、担当からご説明させていただきます。

【緑化推進係長】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方のスクリーンによりご説明させていた

だきます。スクリーンをご覧ください。

スクリーンは、第1号議案、資料の4ページから12ページの計画図を表示いたします。

初めに、計画図の表示についてご説明いたします。

右下の凡例をご覧ください。緑の縦縞部分は既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央右側をご覧ください。

番号8、地区名、多磨町。都立多磨霊園の東側、多磨町第二広場の南西側に位置し、平成29年3月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約3,140平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央左側をご覧ください。番号10、地区名、多磨町。都立多磨霊園の東側、多磨町広場の北側に位置し、平成29年1月25日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約2,620平方メートルを削除するものです。

5ページでございます。番号43、地区名、紅葉丘。府中3・4・16号線あんず通りの東側、白糸台公園の北側に位置し、平成29年3月29日に主たる従事者の故障により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約1,070平方メートルを削除するものです。

6ページでございます。初めに右下の凡例をご覧ください。緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域となっております。

図面中央をご覧ください。番号152、地区名、小柳町。西武

多摩川線の東側、小柳小学校の北側に位置し、地区の一部、約260平方メートルを追加するものです。

7ページでございます。図面中央下側をご覧ください。番号180、地区名、若松町。府中3・5・14号線浅間山通りの西側、都道110号線人見街道の南側で若松町公園の北東に位置し、平成29年3月28日に主たる従事者の故障により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約1,160平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央をご覧ください。番号187、地区名、若松町。府中3・5・14号線、浅間山通りの西側、都道110号線人見街道の北側で市営第六若松町住宅の南西側に位置し、平成29年3月28日に主たる従事者の故障により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約450平方メートルを削除するものです。

8ページでございます。図面中央をご覧ください。番号241、地区名、緑町。府中3・5・17号線あかしあ通りの西側、三本木公園の南側に位置し、平成28年12月22日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約2,600平方メートルを削除するものです。

9ページでございます。図面左上をご覧ください。番号413、地区名、四谷。府中3・4・6号線くすのき通りの南側、中央自動車道の北側に位置し、平成28年10月12日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約730平方メートルを削除するものです。

次に、図面右下をご覧ください。番号603、地区名、住吉町。

府中 3・3・8 号線新府中街道の西側、宮前公園の南東側に位置し、地区の全部、約 690 平方メートルを追加するものです。

10 ページでございます。図面中央をご覧ください。番号 446、地区名、四谷。四谷西公園の東側、府中 3・4・3 号線主要地方道 20 号の南側に位置し、地区の一部、約 10 平方メートルを追加するものです。

11 ページでございます。図面中央右下をご覧ください。番号 486、地区名、本宿町。本宿町第 2 公園の南西側、国道 20 号線甲州街道の北側に位置し、平成 28 年 10 月 12 日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約 2,010 平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央をご覧ください。番号 490、地区名、本宿町。府中 3・3・8 号線府中街道の東側、本宿町第 2 公園の西側に位置し、平成 29 年 3 月 30 日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約 2,320 平方メートルを削除するものです。なお、削除に伴い、地区の北側が番号 604、約 610 平方メートル、地区の南側が番号 605、約 660 平方メートルに分割となります。

12 ページでございます。番号 602、地区名、本町。下河原緑道の西側、府中第三小学校の南側に位置し、地区の全部、約 670 平方メートルを追加するものです。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第 1 号議案の封筒の中にごございます図面は、都市計画変更に必要な図書、府中都市計画生産緑地地区統括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地地区の区域を示したものになり

ます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。議案につきましては、まずご質問、ご意見をいただき、最後に採決という順番で進めていきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、ご質問はございますでしょうか。 委員。

【委員】 今回の生産緑地の府中市全地域の中での、最終的に追加、削減を入れた約98.5ヘクタール、これは府中市全体の面積に対して何%に当たるものか。まず1点。

それから、削減するにはそれぞれその持ち主の事情があって、いわゆる相続とか、そういう事情があって削減すると思いますが、生産緑地の場合は税法上すごく優遇されている部分があるわけです。今度これを削減した場合は、今の税法上では、改めて追加税額になるのか、今の法律上はどうなっているのか。

それから、追加の生産緑地ですが、追加する方々に対して、これは農業委員会の中で審議されていると思いますが、地域によっては生産緑地の追加というのがまだあるのではないかと思います。これは何か一定の制限みたいなものがあるのかどうか、確認したいと思います。

それから、この地域を見ていると、多磨町とか本宿町とか、いわゆる府中でいう郊外ですが、恐らくここに建つのは住宅街ではないか。それに対する地域の、第一種住専、第二種住専等の色々規制があると思います。その辺はどうなっているのか、今後の見方を確認したいと思います。

それから、我々としては農業公園を増やしてほしいということ
をある場所においては提案していますが、今回このような場合は、
ほとんど個人の財産ですから、ほぼ売却されていると思いますが、
今後の農業公園に対する考え方が、この都市計画審議会において
はあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

以上です。

【議長】 委員から、今、5点の質問がございました。府中
市の生産緑地の面積約98.5ヘクタールに対する府中市全体の
面積の割合から始まって最後の質問まで、ご返答願いたいと思
います。

【計画課長】 それでは、会長、先によろしいですか。

【議長】 どうぞ。

【計画課長】 生産緑地の用途地域の関係ですが、第一種低層住
居専用地域でもありますし、近隣商業地域でも生産緑地というの
はございます。

ほとんどが低層あるいは中高層といったところが多いと思われ
ますが、場合によっては高容積の場所というのにも出てくること
がありますので、住宅に転用されるというのは十分あり得る話だ
と思われま。

売却をした場合に、用途地域を機動的に変えられるかという
と、用途地域も、地域地区ですから手続としては非常に重い制限
になっておりますので、簡単に変えるということはありません。

あと農業公園のお話ですけれども、これは全体の土地利用で考
えますと、その農業公園自体は施策の中で推進していますが、生
産緑地は、どちらかという民間の関係のお話になってきますの

で、現在、策定を進めております立地適正化計画の中で、農業と調和したような用途地域が新設されておりますので、そういったところも視野に検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【資産税課長】 2点目の税法上の優遇についてでございますが、都市計画税及び固定資産税ということでお答えさせていただきます。

こちらが生産緑地を削除されますと、現在、生産緑地は1平方メートル当たり約2円程度のかかなり低い税額となっておりますところ、市街化区域農地あるいは宅地ということになりますので、かなり課税額が高くなります。

あと、こちらの税につきましては、1月1日が認定の基準になってございますので、そのときの現況で、認定がされているかどうかということによって課税がかかるということになります。

以上でございます。

【公園緑地課長】 先ほどの1点目のご質問でございますが、市の中の生産緑地、市の面積に当たります生産緑地が全体で約3.35パーセントでございます。さらに市街化農地を全て合わせますと約4.86パーセントとなります。

追加する場合の地域に一定の制限があるかどうかということでございますけれども、今現在は生産緑地法の中で500平方メートル以上の場合に生産緑地の追加指定が可能となります。また耕作はきちんとできているか、道路付けがあるか、将来的に公共施設を設置する場合にどうかを含めまして、農業委員会とともに現地を見た中で決定をするところでございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【農業委員会事務局長】 5番目の質問になりますが、農業公園の考え方になりますが、相続等で売却されるような場合、面積、地域及び地域ごと等の考え方を検討しながら、必要があれば購入等を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 今、私が府中市全体で何%、何ヘクタールかと聞いたのは、5年前と10年前、恐らく生産緑地地区というのは非常に減っていると思っております。我々も議会で色々質問しておりますから、ある程度確認はとれています。府中市として、生産緑地にしろ、農地に対しては、個人の資産ですから、それに対する指導というのは非常に難しいことはよくわかりますが、今後の生産緑地に対する考え方、都市計画において生産緑地に対する考え方をまず1点聞きたいと思えます。

それから、先ほど税法上、固定資産税、課税は1月1日をもって現況において課税をするということはよくわかりませんが、それで税法上、その場において、過去にさかのぼらないで現在の段階で課税するのか、その点をもう一度確認したいと思えます。2点だけよろしくお願いします。

【議長】 委員から2点、質問がございました。お答え願います。

【公園緑地課長】 今後の生産緑地に対する考え方ということでございますけれども、実際に平成4年当初に指定をしたときは生

産緑地が約130ヘクタールほどございました。その後、追加指定など、本都市計画審議会でお諮りをした中で追加をしてまいったところでございますけれども、それでも、今、ご報告させていただきましたように、現在約98.5ヘクタールまで下がってきたところでございます。

一方で、農業振興基本計画等の中でも、今後30年後に農地をきちんと府中市は確保していくというようなご議論をいただいたところでございますので、こういったところの中で、後ほど制度設計についてはまたご説明をさせていただくところもございしますが、様々な課題があった中で、国としましても、この500平方メートルというところを少し緩和していくというような方向性を示しまして、この5月でございますけれども、生産緑地法が大幅に改正になったこともございます。

今後とも生産緑地の追加、削除でございますけれども、府中市としても農地を確保していくように、引き続き農業委員会とも連携をした中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【資産税課長】 先ほどの2点目の課税がさかのぼるかどうかという点でございますけれども、1月1日以後に生産緑地の認定が外れますと、その時点で宅地等の課税になりますので、前年度の分についてはさかのぼらないということになります。その翌年度からまた宅地等の課税になっていくということでございます。

以上でございます。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 結構です。

【議長】 ほかにご質問、またご意見等はございますか。 委員。

【委員】 大きく2点あります。1点は、まずすごく土地の形が悪い生産緑地が幾つかあって、この後いずれは宅地化するのではないかなと思いますが、そのときに心配なことが幾つかあるので、都市計画の議論だと思うので、都市計画側で何かしたらいいのではないかなというふうに思いました。

具体的には10番が、ここは恐らく西側のほうと一体の土地なので、道路にくっついているかなというふうに思いますが、かなり大きいので、恐らく大きいマンションは建たないところだと思うので、ちょっと心配だということが10番です。

あと43番です。43番もあまりいい道路にくっついていないと、真ん中のところがポンとあいてしまうので、ここに何かすごく環境の悪いものができてしまうのではないかとということが心配です。

それとあと、後ろの490番です。真ん中の鉄砲みたいな形のところですけれども、これは非常に形が悪いなということで、特に細長く延びているほうの南側に、薄く皮一枚、通路みたいなのが入っているのでしょうか。そこが生産緑地の指定のままの状態になっていて、これが果たしてどんな問題を引き起こすのかというあたりが、想像もつきませんが、困るのではないかとということです。

今日の多分審議事項ではないと思いますが、少しこの話と、これから宅地が出ていくという話を一体的に見ていかないと、いいまちができないかなというところがございますので、お答えいた

だかなくても大丈夫です。お心にとめておいていただければと思います。

あともう1点、8番の敷地ついて、純粋な質問ですが、建物が建っているように見えるのは何かということが純粋な質問としてはあります。

以上です。あとは意見です。

【議長】 ありがとうございます。2点ご質問が出ましたが、最後だけご返答をお願いいたします。

【公園緑地課長補佐】 4ページの中央、8番の部分、建っている部分に線が引かれてございます。建物のように見えますが、こちらにつきまして農業に伴いますビニールハウスでございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。ほかにご質問等はございますでしょうか。

【委員】 1点だけよろしく申し上げます。ページは7ページですが、都道110号線の府中三鷹線で入ってくるところにも現在、生産緑地があるわけですけれども、これが計画どおりにいったときに、無くなっていくというのと、それから、第十小学校の敷地にも入ってくるという形になると思いますが、これは計画としては何年ごろに予定をしているというか、東側の部分ですけれども、このところだけわかれば教えていただきたいと思います。

【議長】 委員から質問がございました。7ページです。どうぞ。

【計画課長補佐】 都市計画道路3・4・12号の関係でございますが、東京都の第四次事業化計画に優先整備路線として選定さ

れている路線でございます。その計画期間、10年間で着手または着工というところで伺っております。

以上でございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。結構です。

【議長】 ほかにご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、採決をしたいと思います。

第1号議案「府中市都市計画生産緑地地区の変更」について、議案のとおり決することで異議なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議がないようですので、本案につきましては、議案のとおり決することといたします。

続きまして、日程第6、報告事項の1「府中市都市・地域交通戦略(案)について」、事務局から報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【拠点整備担当主査】 それでは、府中市都市・地域交通戦略(案)につきまして、お手元の資料によりご説明をいたします。

本戦略(案)につきましては、委員を会長とし、鉄道事業者や東京都など関係機関で構成する、府中市都市・地域交通戦略検討協議会での4回にわたるご協議を受けて、11月6日付で市長への答申をいただいたものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

1の「趣旨」につきましては、本市では、府中駅周辺の中心市街地を補完する拠点であり、かつ、重要な交通結節点である分倍

河原駅周辺地区において、駅の改良と連動したまちづくりを進めることが求められています。

分倍河原駅周辺のまちづくりを進めるためには、都市と交通を総合的に捉え、鉄道事業者や地域住民と協働し、戦略的に施策を展開することが重要になります。

このことから、分倍河原駅周辺地区に焦点を絞って都市と交通の総合的かつ戦略的な施策を示し、国の支援も期待できる府中市都市・地域交通戦略（案）（以下「交通戦略」といいます。）を作成するものでございます。

2の「概要」につきましては、府中市都市・地域交通戦略（案）の本編を用いてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料の4枚目をお開きいただき、目次をご覧ください。

第1章及び第2章の「分析」では、本市の交通基盤や交通戦略の役割、分倍河原駅周辺地区のまちづくり方針、地区の概況及び課題など、市全域及び同地区の現状分析を記載してございます。

第3章の「戦略と行動」では、分倍河原駅周辺地区の将来像、将来像の実現に向けた戦略目標、戦略目標の達成に向けた施策を設定し、施策を戦略的に実行するための実施プログラムを記載しております。

第4章の「評価」では、第3章の戦略を評価する指標の設定、目標の達成度合いを評価し、交通戦略を推進するための取組を記載しております。

本編の1ページをご覧ください。

表題の「1府中市の骨格構造と交通基盤」につきまして、（1）の「都市基盤と拠点」では、ページの下段の図に示しております、

まちの骨格構造を形成する軸や拠点の位置付けを踏まえ、持続可能な集約型都市構造への再編に向けた、拠点整備の推進が重要となることを記載しています。

右側の2ページをご覧ください。

(2)の「府中市の交通基盤」では、ページ下段の交通階層図に示しております、市全域において着実に進展している公共交通と道路ネットワークの現況を踏まえ、交通結節点として中心市街地を補完する拠点である分倍河原駅周辺地区を対象に、交通施策を進めることが重点的に取り組むべき課題となることを記載しております。

3ページをご覧ください。

「2 都市・地域交通戦略の概要」につきましては、(1)の「交通戦略の位置付けと役割」では、ページ中段の図に示しております交通戦略の上位計画に基づき具体化した、分倍河原駅周辺のまちの将来像と、取り組みをパッケージ化した交通施策等について、交通戦略に位置付けることを記載しております。

(2)の「計画期間の設定」では、交通戦略の計画期間を交通戦略策定後から概ね10年間とし、都市計画マスタープランの目標年次に合わせて平成40年度に設定しております。

右側の4ページをご覧ください。

「3 対象区域の設定と対象区域のまちづくり方針」につきましては、(1)の「対象区域の設定」では、駅を中心とした徒歩圏や生活圏を区域として捉え、図1に赤枠で示した範囲を対象区域として設定しております。

(2)の「分倍河原駅周辺地区のまちづくりの方針」では、交

通戦略の上位計画の中で、黄色で示しております東京都策定の都市計画区域マスタープランや、緑色で示しております都市計画マスタープランにおける分倍河原駅周辺地区の位置付けを整理しております。

5 ページ及び 6 ページをご覧ください。

「4 データから見える分倍河原駅周辺地区の特性と期待」につきまして、5 ページでは、人口及び乗降客数の推移や駅利用者の交通手段など、地区の特性を分析しております。右側の 6 ページでは、分倍河原駅周辺地区の住民等へのアンケート調査及び駅利用者へのヒアリング調査の結果を示しており、各種データにより同地区の分析を行ったものです。

7 ページ及び 8 ページをご覧ください。

「5 現場から見える分倍河原駅周辺地区の問題・課題」では、分倍河原駅周辺地区における交通基盤の整備に当たり、歩行者交通、自転車交通、公共交通、自動車交通の 4 つの視点により、同地区の問題と課題を整理したものです。

9 ページをご覧ください。

「6 分倍河原駅周辺地区の将来像」では、都市計画マスタープラン等の上位計画に基づき、交通戦略において同地区の目指すべきまちの将来像を青色で示しております。「にぎわいがつながり・ひろがる歩行者中心の人に優しいコンパクトなまち」としまして、あわせて将来像に基づき 3 つのまちづくりの方針を設定しております。

右側の 10 ページをご覧ください。

「7 分倍河原駅周辺地区の戦略目標」では、分倍河原駅周辺地

区の将来像の実現に向けて、同地区の問題・課題を踏まえた上で、交通戦略を戦略的に推進するため、ページ下段に3つの戦略目標を設定しております。目標1は歩行者交通に関するもの。目標2が自転車交通に関するもの。目標3が公共交通に関するものでございます。

11ページ及び12ページをご覧ください。

上位関連計画や社会潮流に基づき設定した、分倍河原駅周辺地区の目指すべき将来像、将来像を実現するための戦略目標、目標が達成されることにより描かれるまちの姿についての関係性をイメージ化したものになります。

続きまして、13ページから18ページまでは、10ページで設定をいたしました3つの戦略目標を達成するための考え方と、具現化するための施策を記載しております。

初めに13ページをご覧ください。

「8戦略目標の達成に向けた施策」につきましては、目標1では、基本的な考え方として、歩行者ネットワークの形成に向けて、駅北側の商店街から駅南側の商業・業務施設までを結ぶ歩行者動線をにぎわい軸、駅周辺から駅前空間にアクセスする動線を生活軸に設定するなど、4つの取組について施策を実施するものです。

右側の14ページをご覧ください。

目標1において設定した4つの取組の形成に向けて実施する施策を示しており、施策1-1跨線橋の撤去と南北自由通路の新設や、施策1-6駅直近への溜まり空間の確保など、関連する目標2の施策とあわせて8つの施策について展開することとしております。

15 ページをご覧ください。

目標 2 では、基本的な考え方として、自転車ネットワークの形成に向けて、自転車駐車場の適正配置など、3 つの取組について施策を実施するものです。

右側の 16 ページをご覧ください。目標 2 において設定した 3 つの取り組みの形成に向けて実施する施策を示しており、施策 2 - 2 自転車駐車場の移転・再配置など、3 つの施策について展開することとしております。

17 ページをご覧ください。目標 3 では、基本的な考え方として、便利で快適に利用できる公共交通等の形成に向けて、分倍河原駅の改良など、2 つの取組について施策を実施するものです。

右側の 18 ページをご覧ください。目標 3 において設定した 2 つの取組の形成に向けて実施する施策を示しており、施策 3 - 1 駅舎とまちの整合。施策 3 - 2 南側駅前広場の再整備・位置付けの検討のほか、関連する目標 1 の施策とあわせて 5 つの施策について展開することとしております。

19 ページをご覧ください。

「9 実施プログラム」では、13 ページから 18 ページでご説明いたしました 12 の施策の展開に当たり、2 つに分けて実施するプログラムを記載しております。黄色のステップ 1 では概ね 5 年程度で実施する施策とし、ステップ 2 で行う大規模改修の前に完了しておくべき、駅へのアクセス道路の拡幅・整備や自転車駐車場の移設・再編などを優先して実施するものです。緑色のステップ 2 では、概ね 10 年程度で実施する施策とし、自由通路の新設や駅前空間の整備、駅舎の改良など、大規模改修を伴う整備を

実施するものです。

各施策の展開箇所につきましては、右側の20ページをご覧ください。ページ上段がステップ1の施策、下段がステップ2の施策を図示したもので、19ページの実施プログラムのスケジュールに沿って施策を展開する位置を示してございます。

続きまして、21ページから24ページは、戦略目標を評価するための指標の設定について記載をしております。

初めに、21ページ及び22ページをご覧ください。

「10 評価指標の設定」につきまして、(1)の「評価指標及び目標値」では、本交通戦略について国土交通大臣の認定を取得し、施策展開に当たり優先して国の支援等を得るため、目標の達成度合いを数値化した指標を設定しております。

評価指標については、歩行者交通環境の満足度から適合していないスロープの箇所数まで6つの指標を設定しており、評価指標や目標値について設定の考え方を記載しております。

続いて、23ページをご覧ください。

(2)の「評価指標と目標値及び各施策との関係」では、戦略目標ごとに評価指標を区分し、各指標の現況値と平成40年度末時点の目標値を表にして示してございます。

右側の24ページをご覧ください。

評価指標と各施策の関係性を表に示しております。

25ページをご覧ください。

「11 交通戦略の推進(事後評価)」につきまして、(1)の「PDCAサイクルによる推進」では、交通戦略に掲げる施策を着実に実施するため、PDCAサイクルにより、概ね5年ごとに施策

実施の効果を確認するための評価と、必要に応じて交通戦略の見直しを実施することとしております。

(2)の「推進体制」では、交通戦略の推進に当たって、地元協議会をはじめ交通事業者や関係機関等と連携を行うとともに、学識経験者、交通事業者等により構成された、府中市都市・地域総合交通戦略検討協議会が中心となって、推進体制の役割を担うこととしております。

26ページ以降は参考資料となっており、市全体の交通の概況に関する資料や住民アンケート調査の結果、協議会の名簿などを記載しております。

交通戦略(案)の概要の説明は以上でございます。恐れ入りますが、審議会の資料のほうにお戻りください。

資料の2ページでございます、3の「今後の予定」でございますが、交通戦略については、平成29年11月下旬から12月下旬までの期間でパブリックコメント手続を実施し、市民からの意見を反映させた後、関係機関との協議を進め、平成30年度末を目途に国土交通大臣による認定の取得を目指してまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。以上報告は終わりました。この件につきまして、何かご質問がございましたらご発言を願いたいと思います。 委員、どうぞ。

【委員】 何点か、ご質問させていただきたいと思います。

今回、分倍河原駅周辺地域におけるまちづくりについて進めていると思いますが、たしか記憶によると、昨年あたり、地域の自治会さんとも色々ご協議をされていたかなと記憶していますが、

実際にどのぐらいの頻度で、その自治会さんとのお話を、1町内ではないと思うので、各町内で色々やった記憶がたしかあったと思います。どれぐらいの頻度でやったか、また今後どういった動きをするのか、それをお聞きしたいのが1点です。

それから、今回、分倍河原駅について、東京都、それから鉄道事業者、それと府中市との協議に入っていると思いますが、こちらの今の状況というか、会議の頻度ですか、この辺の進み方が今どのような感じなのか。内容までは色々とし支えがあると思いますので、そこまでは聞きませんが、どのぐらいの頻度でそういった会議を持たれているかどうか、これを確認させてください。

それともう1点、都市計画道路3・4・6号ですね、こちらも東京都の第四次事業化計画のほうで、あり方のことで以前審議した記憶がございます。この3・4・6号は路線図から見るとかなり難しい路線図になっておりますから、今後、進めていく中で、分倍河原駅周辺地域にもかなり影響を与える道路でございます。ただ、進めるという形になると、ここは非常に難しい地域で、交通がまたいでおりますので、今後そのあり方も含めた形でやられているということで18ページには書かれているんですが、こちらの3・4・6号はどのように、今、あり方として、方向として市は考えているのか。これをご答弁できるなら教えていただきたいと思っております。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。 委員から3点ご質問いただきました。自治会さんとの会合、3者の会合、3・4・6号について、お願いします。

【拠点整備担当副主幹】 ご質問1点目の分倍河原駅の地域の方々とのこれまでの調整の状況でございますが、昨年度、地元の2つの商店街並びに5つの自治会、あと南側の商業・業務施設の事業者の皆様と勉強会をスタートさせまして、昨年度は勉強会を4回開催しております。その後、今年の1月にまちづくり協議会という形で、同じメンバーで協議会を立ち上げまして、今年度につきましては、協議会を部会という形で分けて協議を進めてきております。その部会につきましては、商業系の皆様によるにぎわい検討部会並びに自治会の皆様による生活検討部会の2つの部会で検討を進めてきておりますが、それぞれの開催状況につきましては、にぎわい検討部会を4回、生活検討部会を3回開催をしてきております。その中でいただいた様々なご意見につきましては、今回の交通戦略の中にも反映してきたところでございます。

今後の予定といたしましては、この部会をまとめて、まちづくり協議会全体会として開催をしてまいりまして、その中で地域の皆様とまちづくりの提案として意見を集約していければと考えております。そのまちづくりの提案も踏まえ、交通戦略の今後の具体的な事業を進めていく予定で考えてございます。

続きまして、2点目の、鉄道事業者との会議の頻度でございますが、昨年度、鉄道事業者のJR及び京王電鉄に東京都も加わりまして、検討の会議を進めてきてございます。こちらにつきましては、昨年度は4回開催をしまして、今年度につきましては6月に開催をしたところでございます。

その後、具体的な今後の進め方につきましては、現在、個別に協議を進めてきているところでございまして、まだ駅改良について

は合意に至っていないところでございますが、合意に向けて引き続き粘り強く協議を進めまいりたいと考えてございます。

3点目の3・4・6号につきましては、その範囲につきましては、29ページに参考資料として都市計画道路の整備の状況を載せてございます。3・4・6号につきましては、赤で着色をしている範囲になりますが、こちらの検討につきましては、分倍河原駅周辺のまちづくりの中での3・4・6号のあり方並びに路線全体での3・4・6号の必要性を、来年度から比較検討なども行いまして、整理してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。色々と会議は順調に進んでいるという認識を持たせていただきましたので、特に市と鉄道事業者、東京都、この辺は3者が一体となって進めていかないと、なかなか進まないということが過分にありますので、その辺を今年度に関しては個別ということで伺っておりますから、なるべく全体で会議が持てるように、今後も引き続き進めていただければと思っております。

また、3・4・6号に関しては、これも随分計画を立ててから古いものだというふうに思っておりますので、交通事情も色々と変わってきておりますし、18号の鎌倉街道、こちらも随分と整備が昔と違って変わって、今はとてもいい道路に変わりましたから、そういった今の鎌倉街道18号と、この3・4・6号のあり方をもう一度色々な角度から見ていただいて、この計画に生かしていただきたいと思っておりますので、この辺も引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。 委員、どうぞ。

【委員】 大きく3点ございます。

一つ目は、何でこれをやっているのかということ、ポテンシャルがあるが、道路ができていないからやりましょうということだと思います。結局ポテンシャルを上げていくということではないかと思いますが、駅の西側のほうに、今、第一種低層住居専用地域があって、これをどうするかだと思います。一等地にこんな低層の低密な住宅地があっていいのかと、普通に考えたら思ってしまうので、住民の方々と議論をしながら、もちろん住民さんたちが大事だと僕は思いますが、彼らが開発をしたいと思っているのか、今のままでいいと思っているのか、読み切った上で、この辺のことを書いていかないときついかনাと思うので、低層住宅地のところと、このポテンシャルを有しているというあたりを、どういうふうに考えておられるかということが、まず1点目の質問です。

2点目が、今の話とちょっと関連しますが、3・4・6号が整備されたら、沿道型で用途地域を変えるのではないかなというふうに思っていて、その辺のことを議論したのかどうか大事で、載っていないなと思いましたが、議論をした上で生活軸という書き方をしているのか、それをどう捉えたらいいのか。10年後の生活軸と言われても困ってしまうのではないかなと思ったので、そこを気になったことが2点目です。

3点目は、にぎわい軸というのが駅の東側に縦に一本走っていますけれども、なぜこれがあるのかよくわからなくて、南のぶつ

かるところを、今、地図で確認したら、東芝か何かの建物ですか。恐らく東芝の人たちは分倍河原駅にきて、そのまま斜めの橋を渡って通勤して、そのまま帰ってしまうのではないかと思うので、彼らに対してにぎわい軸をぶつけてみて、何の意味があるのかと思ったのがあります。それで、にぎわい軸の先に郵便局や図書館がありますが、多分そういうものをもうちょっと駅前に移したほうがいいのではないかと、色々なことを考えたので、にぎわい軸の打ち方が違うのかもしれないというあたりが疑問だったので、質問しました。

3点でございます。

【議長】 3点、お答え願います。

【拠点整備担当副主幹】 まず、1点目の駅西側の第一種低層住居専用地域につきましては、確かに 委員がおっしゃるように駅に近接して低層住宅の用途があるところは、あまりほかの駅でもない状況でございます。今後、こちらにつきましては、駅改良を含めたまちづくりの中で、用途地域につきましてもどのようにしていくのかというところを、現状としては低層の住宅地が広がっている状況でございますので、地域の方のご意見をお聞きしながら、取扱いを検討してまいりたいと考えておりますので、まだ具体的に方針は決まっていない状況でございます。

2点目の3・4・6号の沿道の用途地域につきましては、今後、3・4・6号のあり方の検討をしていく中でその方向性が決まって、3・4・6号は現行の計画どおり進めていくということになれば、沿道の用途地域の取扱いについても、その次のステップとして検討してまいりたいと考えております。

生活軸を示しておりますのは、都市計画道路 3・4・6 号をお示しているのではなく、地図の 13 ページで申しあげますと、都市計画道路に一部かかっております並走する市道 4 - 159 号線を示しておりますので、そちらが生活軸の位置付けをしてございます。

【委員】 そこに何か整備できますか。二重投資になるとよくないなと思います。

【拠点整備担当副主幹】 こちらの 4 - 159 号につきましては、14 ページの施策 1 - 5 に記載をしてございますが、既に歩道のバリアフリー等の整備が終わってございます。しかしながら、車の通過交通が見受けられるというところもございまして、そういった通過交通に対する取組などを行っていく予定でございまして。

最後の 3 点目のにぎわい軸の関係でございまして、南側が東芝にぶつかっているということで、図面上はそのように示しておりますが、実際のところ、東芝を抜けて南側に商業施設があり、そこまで敷地内の通路がございまして、その商業施設までつながる通路につきましては、にぎわい軸に設定してございます。

以上でございます。

【計画課長】 補足をさせていただきます。

住宅低層部の関係ですが、これは先ほど来ご答弁させていただいておりますまちづくり協議会を通じて、地元の意見を吸い上げております。その中では、大方皆さんが望んでいるのは、駅舎を改良しなければいけないというところが一番強いです。なるべく環境を大きく変えたくないという大多数の住民の強い意見がありますので、地域交通戦略の中では描いてはいませんが、その部分

の基盤整備については、今のところ低層部の低層住宅を大幅な範囲で市街地整備を行っていくというよりも、現状の基盤を少し強化していきたいと考えております。

以上でございます。

【委員】 一般のことを言うと、要は税金を使って駅舎を改良するわけですから、低層のままでいいという人たちに対して、そこまで投資をするのかということは当然あると思いますので、お考えいただければと思います。

【議長】 ほかにご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、本日は 委員にご出席を賜っておりますので、何か補足説明がございましたらお願いいたします。

【委員】 せっかくの機会ですので、一言だけ補足させていただきますと、ご議論いただいている都市・地域交通戦略でございますが、今年の4月時点の状況で、全国で89地区が策定済み、策定中のものを3つ含んでいますが、策定済みと聞いております。

東京都内では6市区、豊島区、中野区、新宿区、中央区、立川市、町田市が既に策定済みで、それに続くような形で本市も策定を急いでいる状態でございます。

この交通戦略でございますが、極めて重要な鍵は、交通だけをよくするというわけではなくて、まちづくりと連動させるというところが一つの大きな鍵になっておりまして、そういった意味でも、現在策定中の立地適正化計画と、どういうふうこれから組み合わせしていくのかというのが大きな課題になるのかなと思います。

特に立地適正化計画の中でも、都市機能の集積を図る地域というところで、分倍河原駅一帯は極めて有力な場所であるというふうに我々も認識しておりまして、そういった中で、本市全体の交通戦略もあることではあります。特段この部分に集中をして、まずはこのエリアをどういうふうな形でまちづくりと連動させるのか議論をしてきて、一定の成果は得たということで、きょう皆さんのところに案という形ではございますが、お示しさせていただいたということでございます。

今日ここに出席いただいている皆様から貴重なご意見をいただきましたので、今後これを取りまとめるに当たって参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、報告事項について、報告了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議がないようですので、報告了承とさせていただきます。

なお、委員につきましては次の予定がありますので、こちらで退席となりますので、ご承知おき願いたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、日程第6、報告事項2「生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件の設定について」、事務局から報告を願います。よろしく申し上げます。

【公園緑地課長補佐】 「生産緑地地区に係る農地等の区域の規

模に関する条件の設定について」につきまして、ご報告いたします。

報告事項の２、資料の１ページをご覧ください。

１の「趣旨」でございますが、平成２９年５月に生産緑地法の一部が改正され、これまで同法で定めていた生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を、生産緑地法施行令で定める基準の範囲内において、市町村が定めることができることとなったため、本市におきましても、生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を設定するものでございます。

次に、２の「内容」でございますが、生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を、次の表のとおり定めるものです。施行令で定める基準は、表の左側のとおり、３００平方メートル以上５００平方メートル未満の範囲内において、一定の規模以上の区域としていることから、このたび本市が定める条件は、表の右側、３００平方メートル以上の規模の区域といたします。

これは都市農地がこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置付けが大きく転換され、災害時の避難場所、また、身近に緑に触れることができる空間として、都市農地の有する多様な機能が再評価されたもので、現行の制度では、生産緑地地区と指定することができない小規模の農地を生産緑地地区として指定し、保全することで、宅地化の進行による都市農地の減少の抑制につなげていくものでございます。

最後に、３の「実施日」でございますが、平成２９年１２月下旬を予定しております。

以上で説明を終わりますが、本件につきましては、第４回市議

会定例会に「生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を定める条例」の制定議案として上程する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ただいま報告は終わりました。この件につきまして、ご質問がありますでしょうか。 委員。

【委員】 確認をさせていただきたいと思います。生産緑地法の一部改正ということですが、ここに書かれている趣旨では雑ぱくでございますので、少しこの辺の内容をもう一度ご説明させていただきたいと思います。

それから、今回、施行令で300平方メートルから500平方メートルの間ということですが、本市は今回300平方メートルで定めるということはわかりましたが、こういった形で多摩の26市のうち、今回この法令改正によって、本市と同様に300平方メートルで定めているようなところがあるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

以上、2点お願いします。

【議長】 2点のご質問がありました。お答え願います。どうぞ。

【公園緑地課長】 まず、1点目の趣旨、内容ということかと思いますが、市街化の三大都市機能において、市街化された生産緑地は、先ほど 委員さんのほうからもございましたように、非常に生産緑地が解除されて、少なくなってきたというものが現状でございました。このような中で、当該都市計画審議会あるいは議会のほうからも、今後この農地を何とか確保、残していかなければならないというご意見も多数いただいたところでござい

ます。

このようなことから、農業委員会の会長さんをはじめ、26市がまとまって国土交通省、農水省、東京都などに陳情要請行動をし、規制が緩和できないかということで、色々長年にわたって働きかけをしてきたところでございます。

このような中で、国等におかれましては、本年5月に生産緑地法が大幅に改正されました。本市も生産緑地の規模を下げてほしいというご要望をさせていただいたところでございますけれども、本市と26市の中では300平方メートルまでこの制限を緩和してほしい、また、そのほか規制が色々あるところにつきましても緩和してほしいという形の中で、一例といたしましては、これまでは6メートル以上の道路に分かれていた農地であると、一団の区域として見ることはできませんでしたが、この部分につきましても、今回、緩和がされているところでございまして、6メートル以上の道路でも一団の生産緑地として指定がされるという形になります。

本市としましては、このような内容を受けまして、ご提案をさせていただいているところでございます。

次に、他市の状況ということでございますが、26市を含めた中で、同様に今、手続をしている最中、また年明けに向けて手続を進めているというところも聞いているところでございます。そのような情報収集をした中で、今回、12月の議会で制度を見直しさせていただきまして、300平方メートルという形の中で動かさせていただいているところでございます。

なお、26市中、今、手続に入りましたのが、聞いている中で

は12市ございます。その他年明けに手続を進めていく市もあると聞いております。

以上でございます。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 ご答弁ありがとうございました。この件についてはかなりの課題であったところを、今回、府中市が要望に応えていただいたという認識で、大変評価をさせていただきたいと思っております。

さきの決算委員会でも、我が会派の若手の優秀な議員がこの辺をご要望させていただいたという経緯もございますので、ぜひこれからの都市農政、本当に地域が、農地を確保できない中で、先ほど委員にご質問いただいたとおり、追加をこれからしていく中では、こういった300平方メートルという制限の中で、新たに都市農地を残していただきたいと思っておりますから、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

【議長】 委員、どうもありがとうございました。

ほかに。 委員、どうぞ。

【委員】 ここでの都市農業の保護と、都市農地というか、保全という部分では、非常にいい形で進めさせていただいたと思えますし、高く評価させていただきたいと思っております。あわせて先ほどお聞きしたかったですけれども、この場で聞いたほうがわかりやすいかと思われました。7ページの都道110号府中・三鷹線の199の場所は、完璧にこの道路の計画によって分断されるわけですね。分断されて、なおかつ生産緑地がなくなるという

方向になると思いますが、300平方メートルに満たない農地ができるわけですね。そういったときに、ここの持ち主、農家に対しての保護は今後どういうふうになるのか。今までと変わらないのであれば、どういう状況かわかればご答弁いただきたいと思います。

【議長】 よろしいですか。よろしく申し上げます。

【公園緑地課長】 ただいま、先ほどの議案の中の7ページの199番を例にしてご説明させていただきます。

今まででございますと、都市計画道路などご協力いただいた場合に、6メートル以上の道路でございますと、同時に残った土地が500平方メートルを切った場合は、実は道づれ解除ということで今までもご提案させていただいたところでございます。

今回の改正によりまして、残った土地が最低100平方メートル以上の土地という形になりますが、その100平方メートル以上の土地が、例えば三方いて、それぞれ100平方メートルを三つ持っていて、300平方メートルを持っている場合や、一つの塊として300平方メートルが対岸に残る場合は、これはそのまま生産緑地として指定を続けることができるように今回大きく変わってまいりましたので、このようなことから、引き続きこういった都市計画の事業に対してご協力いただくと考えております。

以上でございます。

【委員】 そこまで今回の改正によって、都市農地の保全というものを保とうとする面がしっかりと残されたという、そういう判断でよろしいでしょうか。

【公園緑地課長】 そのとおりでございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。結構です。

【議長】 ほかにありますか。 委員、どうぞ。

【委員】 認識が違うかと思うので、私のほうからアドバイスをさせていただきます。最近、都市農地の制度が大きく変わっていきまして、私の制度改革に対する評価ですが、今まで生産緑地というのはまちの中であって、確かに緑はありますが、全然周りの人たちは使えませんでした。入っていけないなどの雰囲気があって、フェンスもあって別世界だったと思います。要するに農業の世界と都市の世界が反対を向いていたということですが、それを一緒にしましょうというのが最近の改定の意図です。そういう小さいものを認めていって、子どもたちが入ることができる公園みたいなものを増やしましょうというものです。そんなことが大きい制度改革の趣旨だと思っていますので、農地を保全するとか、農家さんを保護するとかの意図が緩んでいる、むしろ、うまく都市と一緒にやりましょうということが出てきているということです。

300平方メートルの小さい農地がたくさんまちの中に出てきたときに、それを逆にどう使っていくかというところをちゃんと議論していかないと、フェンスに囲まれた小さい緑地がまち中にぽこぽこあって、誰も入れないということになってしまいますので、そのあたりは行政のほうにも、何かもう少し仕掛けをしていかないと、小さい本当に使えない土地がたくさんあって、入っていいかどうかよくわからない、入ったら怒られるみたいなことになってしまって、まちとしてはどんどん環境が悪くなってしまいますので、そこはもう一工夫ぐらいやっていただけるといいかな

と思いました。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。うまく生かしていこうという
思いで、その部分は共通できるのかなというふうに思います。

【議長】 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、報告了承ということでよろしいで
しょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議がないようですので、報告了承とさせていただきます。

次に、日程第7、「その他」について、事務局から何かございま
すでしょうか。

【緑化推進係長】 事務局からは2点ご報告させていただきます。

はじめに、府中都市計画生産緑地地区の変更予定についてご報
告させていただきます。

今後、生産緑地地区の削除に伴う変更が予定されるものにつ
きまして、本日、お手元にお配りしております、右上に資料と入っ
ております「府中都市計画生産緑地地区の変更(削除)予定につ
いて」により、ご報告させていただきます。

次のページの地図をご覧ください。右下に凡例がございますが、
黒丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定
に基づく買取り申出の手続きであり、現在、生産緑地としての制限
が解除されている地区でございます。

初めに、1ページをご覧ください。

地区名は押立町地区、場所は稲城大橋の東側、中央自動車道の南側に位置する地区でございます。

続いて、2ページでございます。地図の中央をご覧ください。

地区名は小柳町地区、場所は府中第九中学校の西側、しみず下通りの北側に位置する地区でございます。

続きまして、地図中央下側をご覧ください。場所は西武多摩川線の東側、鶴代橋の北側に位置する地区でございます。

3ページをご覧ください。

地区名は小柳町地区、場所は小柳保育所の西側、しみず下通りの南側に位置する地区でございます。

4ページをご覧ください。

地区名は白糸台地区、場所は白糸台通りの西側、国道20号(甲州街道)の南側に位置する地区でございます。

5ページをご覧ください。

地区名は南町地区、場所はあかしあの森公園の南東側、下河原通りの北西側に位置する地区でございます。

この生産緑地地区につきましては、都市計画の削除に伴う変更として、平成30年度春ごろに開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【都市計画担当主査】 続きまして、2点目といたしまして、立地適正化計画の策定状況につきまして、ご報告させていただきます。

こちらにつきましては、配付資料はございません。

立地適正化計画につきましては、持続可能なまちづくりの実現

に向けた方策として、平成26年8月に創設された新たな制度となります。およそ20年後の都市の姿を展望した計画で、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとなり、本年度及び平成30年度の2年度での計画策定を予定しております。

立地適正化計画の策定状況でございますが、本年4月1日付で設置いたしました「府中市都市計画マスタープラン改定検討部会」を3回開催いたしまして、本市の現状の把握・分析を行い、都市構造上の課題を提示し、本市の骨格構造などをご議論いただいております。本年12月に開催予定の部会におきまして、都市の骨格構造や、まちづくりの方針などの骨組を作成いたしまして、来年1月中旬以降に開催予定の本審議会にご提示をさせていただきたいと考えております。

以上で事務局からの報告を終わります。

【議長】 ありがとうございます。2点報告をいただきました。この点につきまして、報告事項に何かご質問はありますか。

委員。

【委員】 この予定というのは、今後ある程度農業委員会の中で出てきた案として、来年の都市計画審議会の開催の間に予定地として提示されているという理解でよろしいでしょうか。なぜこれを出したのか確認をしたいと思います。

【議長】 どうぞ。

【公園緑地課長】 本日お示しをしております削除をした中で、削除の手续から大体半年ぐらいたった後に、本都市計画審議会のほうにご報告させていただいているところでございます。その中

で、本日までにもう既に削除の申し出があったところがございますので、事前にこういったところについてはご報告をさせていただいているところでございます。なぜならばというところでございますけれども、買取りの申し出が出てきてから3箇月たちますと、生産緑地法の手続としては制限が解除されまして、生産緑地の当該審議会にかける前には、生産緑地法の手続はもう既に終わってしまっているところもございますので、既に宅地化が始まったりとか、あるいは中高層の建物の建築が始まっているというケースがございました。このようなことから、なるべく早く本都市計画審議会のほうに情報を提供するという形の中で、このように、年2回でございますけれども、情報提供させていただいているところでございます。

以上でございます。

【委員】 時間的なずれということの理解でよろしいですか。

【公園緑地課長】 そのとおりでございます。

【委員】 もう1点、農業委員会というのは、ここで法律が変わりましたので、議会から農業委員の代表を出していない状況です。今は公募型の市民の方もおいでになってやっぺらっしやる。そうしますと時間的な差というのは、議会への報告、都市計画審議会を経て報告なのか、また、その中間の中で報告されるのか、その辺を確認の意味で質問させていただきます。

【議長】 ご返答を願います。

【公園緑地課長】 こちらにつきましては、都市計画等の変更の手続という形の中でございますので、本都市計画審議会のほうにお諮りをしている中で進めてまいりたいと考えています。なお、

本都市計画審議会に委員として議会からのご選出をいただいているところでございますので、なるべく早く情報として今後も提供させていただければと考えております。

以上でございます。

【計画課長】 都市計画を所管する立場でご答弁をさせていただきますと、生産緑地地区は地域地区の一種でございます。都市計画については都市計画審議会が所掌しております。法律で定められた権限を持っておりますので、都市計画審議会にかけさせていただいております。議会への報告というところではなくて、都市計画というのは市全域にあるものですから、法律で定められております議会の議員の皆様が入られている都市計画審議会というような理解をお願いいたしたいと思っております。生産緑地の制限解除については、本審議会に報告はさせていただいているということでございます。

以上でございます。

【委員】 確認ですが、農業委員会では、この土地の生産緑地変更等、削除等を審議するわけです。それが上がってきて、こちらの都市計画審議会のほうに上がってきた中で、都市計画審議会の中で審議しているという過程のことで、その確認でいいですか。我々はもちろん議会代表として来ているわけだから、それを受けて答申をいただくという確認のことでよろしいんですね。

【計画課長】 その生産緑地自体が農業施策との調整を図って行われるべきものということで法定されておりますので、そのような順番でやらせていただいているというご理解でよろしいかと思っております。

以上でございます。

【議長】 委員、どうですか。

【委員】 時間のずれがありましたので、気がついたらこの畑が宅地になっていたというような話になってしまうと、時間のずれが出てくるという点について確認をしたかったということで、今、質問させていただきました。結構です。

【議長】 どうぞ。

【委員】 今の流れで、まさに 委員が言われたように、気がついたら宅地になっていました。その後、ここへかかってきました。極論を言うてしまうと、ここで継続審査を主張したらどうなりますか。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 生産緑地地区の建築物の制限というのは、生産緑地法の定めになっておりますので、そこで建築制限が解除されると、生産緑地法上は可能になるという考え方になります。

ただ、その中で、生産緑地でないのに地域地区が残るというような都市計画上の不整合が発生するということになるかと思えます。

【議長】 どうぞ。

【公園緑地課長】 ご説明のところであったかと思いますが、本市がお示ししてございますように、まずこの都市計画審議会のほうに次回ということでご報告させていただいているところですが、その後、年明けの1月に予定をしております農業委員会のほうにお諮りさせていただきまして、そちらでご審議いただいた後に、来年5月あたりに予定をしております、当該都市計画

審議会に改めて案件としてご提出をさせていただくものでございます。したがって、農業委員会よりもさらに早く当該都市計画審議会のほうに情報としてご提供させていただいているものでございます。

以上でございます。

【議長】 委員、いかがですか。よろしいですか。

【委員】 結構です。ただ、これは出さなくてもいいのではないですか。それはそれぞれの担当部署の考え方であるから、それは構わないと思います。これは府中の将来に向かって非常に大切な土地の利用でありますし、都市計画の長期的なビジョンに基づく問題ですから、非常にその辺は議論の中で出てきた案件だと思しますので、その時間的なずれというのは、その点はよく考えながらやっていただければありがたいと思います。

以上です。

【議長】 委員からご意見をいただきました。ありがとうございます。

ほかに何かご質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。本件をもちまして本日の案件は全て終わりました。長時間、貴重なお時間をいただきまして、スムーズに進行できまして、ありがとうございました。今後ともお力添えを賜りたいと思います。

では、これで閉会とします。

午前 11 時 45 分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

府中市都市計画審議会
議事日程

平成29年11月17日(金)午前10時
西庁舎3階第2・3・4委員会室

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 会長の選任について

日程第3 会長代理の指名について

日程第4 議席の指定について

日程第5 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第6 報告 (1) 府中市都市・地域交通戦略(案)について

(2) 生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件の設定
について

日程第7 その他

午前 10 時 00 分 開会

【計画課長】 それでは、定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会させていただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、まず、委嘱状の伝達でございますが、本来ならば、市長から委員の皆様一人ひとりにお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これをもちまして委嘱状の伝達にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、高野市長からご挨拶申し上げます。

【市長】 皆さん、おはようございます。市長の高野律雄でございます。このたびは府中市都市計画審議会委員への就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただきまして、ありがとうございます。また、本日はご多忙にかかわらず、ご出席をいただきまして、重ねて感謝を申しあげさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより市政の各般にわたりまして、多大なご理解とご協力をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、本市では、「みんなでつくる笑顔あふれる住みよいまち」を目指し、「人を魅了するにぎわいと活力のあるまちづくり」をさらに推進していくため、将来のまちづくりの方向性を示す府中市都市計画マスタープランに基づいて、様々なまちづくり施策を展開しております。

この都市計画マスタープランにつきましては、上位計画である第6次総合計画に加え、中心市街地活性化基本計画などとの整合を図るため、平成32年度での改定を予定しております。また、

本年度より都市計画マスタープランの高度化版であります立地適正化計画の策定作業を進めておりまして、今後、委員の皆様のご意見を賜りながら、手続を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、これから2年間にわたりまして、府中市のよりよいまちづくりのため、ご指導、ご審議をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

結びに、委員皆様のますますのご健勝とご活躍をお祈りいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【計画課長】 ありがとうございます。委員の皆様には、大変恐縮ではございますが、市長はほかにも公務が重なっておりまして、ここで退席をさせていただきます。ご了解をお願いいたします。

【市長】 どうぞよろしくお願いをいたします。

【計画課長】 それでは、本日は新たな委員の皆様による最初の会議になりますので、大変恐縮ですが、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、委員のほうから右回りでお願いいたします。

【委員】 皆さん、おはようございます。首都大学東京の　　でございます。専門は都市計画でございます。首都大学東京は都立大学といって、南大沢、八王子のほうにございます。割と近いところですので、土地勘もございます。よろしくお願いをいたします。

【委員】 武蔵府中商工会議所の副会長を務めます　　と申します。担当は製造業ということで出させていただきます。ど

うぞよろしくお願いいたします。

【委員】 府中市商店街連合会の会長をしております と申します。よろしく申し上げます。私は、商店街、商業のほうから見たことでも出させていたでいております。よろしく申し上げます。

【委員】 武蔵府中商工会議所の会頭を務めております と申します。府中市の商業も含めてサービス業、建設業、製造業、各種の地域の振興を進めております。よろしく申し上げます。

【委員】 皆さん、こんにちは。府中市議会議員の です。皆さんからご指導をいただきながら、しっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中市議会議員の でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 府中市議会議員の です。よろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中市議会議員の でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。同じく府中市議会議員の でございます。引き続きでございますが、よろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中市議会議員の でございます。よろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。市議会議員の でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中警察署の交通課長の と申します。本日、署長の がどうしても出席できないため名代

でまいりました。よろしく願いいたします。

【委員】 おはようございます。府中消防署長の 　　　　　　でございます。防火・防災の観点からかかわらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 おはようございます。 　　　　　　と申します。一般で今度、応募させていただきました。私は2年前に会社を定年退職で辞めまして、現在は府中市のボランティア活動を一生懸命やっております。よろしく願いします。

【委員】 　　　　　　と申します。引き続きお世話になります。東京大学大学院で非常勤講師をしております。それから、国宝迎賓館赤坂離宮のボランティアガイドです。11年前にボランティア立ち上げを私がいたしました。府中市のためにも、今色々榊原記念病院のボランティアをしたり、ほかの社会活動を府中市でやっております。どうぞよろしく願い申しあげます。

【計画課長】 ありがとうございます。本日、本審議会の臨時委員で、府中市都市計画マスタープラン改正検討部会の部会長代理を務めていらっしゃいます 　　　　　　委員にもご出席いただいております。委員の皆様にご紹介させていただきます。

委員は、本日の報告事項1の「府中市都市・地域交通戦略(案)」を直接所管しております「府中市都市・地域総合交通戦略検討協議会」の会長でもいらっしゃいます。早稲田大学の理工学術院の教授でいらっしゃいます。専門分野は、交通計画・都市計画とお聞きしております。そのほか、日本都市計画学会の常務理事、日本交通政策研究会常務理事、内閣府中央交通安全対策会議の専門委員など多数を歴任されていらっしゃいますので、 　　　　　　委

員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

【委員】 過分な紹介をありがとうございます。早稲田の で
ございます。マスタープランの改定をお手伝いするとともに、交
通戦略の協議会の取りまとめ役をやっております。今日はその話
題が報告事項にあるということで、臨時委員で参加させていただ
きました。どうぞよろしくお願いいたします。

【計画課長】 ありがとうございます。

本日、 委員と 委員が欠席ということでございます。皆
様にはよろしくお伝えくださいとのことでした。どうぞ
よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして進めていただきたいと思います
ですが、会長がまだ選任されておられませんので、会長が決まるま
での間、会議の進行役を務めていただく方を決めていかなければな
らないと思います。いかがいたしましょうか。

〔「事務局一任」と呼ぶ者あり〕

【計画課長】 ありがとうございます。ただいま事務局一任のお
声をいただきましたので、学識経験者の委員の方の中から、大変
恐縮ではございますが、 委員に進行役をお願いしたいと存じ
ます。 委員、よろしくお願いいたします。議長席のほうにど
うぞ。

【委員】 ただいまご指名をいただきました でございます。
会長が選任されるまで進行役を務めさせていただきますので、よ
ろしくよろしくお願いいたします。

着座にて進行いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと思いますが、会議を開催するに当

たりまして、まず、本日の皆様方の出欠の状況でございますが、
委員及び委員が欠席とのご連絡が入っております。

あと委員がご都合で欠席のため、先ほどご紹介がありました
が、本日は代理として交通課長にご出席をいただいております。

会議でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会
議は有効に成立をしております。

それでは、事前にお配りしております本日の資料の議事日程に
従いまして、まず最初に会議の運営にかかる事項として、仮議席、
会長、会長代理及び議席を決めさせていただきます。その後、議
案をご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い
いたします。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきたいと思
いますが、まず日程第1「仮議席の指定について」でございます
が、これにつきましては、現在着席されている席でよろしいでし
ょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員】 それでは、異議なしということですので、仮議席につ
きましては、現在着席されている席とさせていただきます。

それでは、日程第2「会長の選任について」でございます。府
中都市計画審議会条例第6条に、「会長は、『学識経験者』として
任命された委員のうちから選出する」と定められております。し
たがいまして、学識経験者として任命されました委員、
委員、委員、委員、委員、そして私の6名の中から
選出するということになります。

それでは、会長の選出につきまして、いかがいたしましょうか。
ご意見ある方、よろしくお願ひします。

それでは、委員、お願ひします。

【委員】 私は、委員を推薦したいと思います。前回までこの会の会長としてスムーズな運営をされておりますし、何より商工会議所の会頭ということでございます。それから、色々な要職も歴任されており、私は適任かと思ひますので、ご推薦申しあげます。

【委員】 ありがとうございます。ただいま委員のほうから、委員を会長に推薦するというご意見をいただきました。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員】 ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、委員に会長をお願ひいたします。

それでは、会長が決まりましたので、私は会長と席を交代いたします。ありがとうございました。

【計画課長】 委員、大変ありがとうございました。

それでは、府中市都市計画審議会運営規則第5条に、「審議会の議長は会長が当たる」と規定されておりますので、ただいま会長に選任されました会長に議事の進行をお願ひしたいと思います。会長、議長席のほうに移動をお願ひいたします。

また、大変恐縮ではございますが、委員、委員、委員におかれましては、席を詰めていただきますようお願いいたします。

【議長】 ただいま府中市都市計画審議会の会長という指名をい

ただきまして、大変恐悦であります。微力ですが、委員皆様方のお力添えをいただく中、この審議会を無事に務めていきたいと思っております。また、円滑に務めていきたいと思っておりますので、お力添えを賜りたいと思っております。

では、これから始めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。着座して進めさせていただきます。

それでは、議事日程に従いまして、日程第3「会長代理の指名について」を議題といたします。

本件につきましては、府中市都市計画審議会条例第6条第3項に、「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されておりますので、私から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。異議がないということですので、私から会長代理を指名させていただきます。よろしいと思っております。

この審議会でございますが、6年にわたりまして会長代理の実績がある委員に引き続きお願いしたいと思っております。今日は欠席でございますが、前もって了承はしていただいております。皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。それでは、委員を会長代理に指名させていただきます。

次に、日程第4「議席の指定について」を議題といたします。

本件につきましては、府中市都市計画審議会運営規則第4条に、

「委員の議席は、あらかじめ会長が定める」とされておりますが、現在着席されている席ということでさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。

次に、本日の会議の議事録署名人について決めたいと思います。

府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、「議事録には、議長及び議長が指名する委員が署名するものとする。」ということになっております。議事録署名人を私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。それでは、本日の議事録の署名人につきましては、議席番号1番、委員、よろしくお願ひします。次に、議席番号3番、委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして、本日の審議会を開催するに当たりまして、傍聴者はおりますでしょうか。

【計画課長補佐】 傍聴者はありません。

【議長】 わかりました。傍聴者はなしということで、このまま進めていきたいと存じます。

それでは、議事日程に従いまして、日程第5、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」を議題といたしたいと思ひます。

それでは、議案の説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、

ご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地の一部を廃止するもの及び市街化区域内において適正に管理されている農地等について、生産緑地地区の指定を行うものでございます。

なお、本件は、府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第1号議案、資料の1ページをお開きください。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約98.5ヘクタールでございます。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となりますのが9件、削除とする面積は約1万6,100平方メートルでございます。削除の理由といたしまして、買取りの申し出に伴う行為制限の解除により生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

2ページをお開きください。

続きまして、第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となりますのが4件、追加する面積は、約1,630平方メートルでございます。追加の理由といたしましては、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものでございます。

3ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、削除及び追加する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。

「変更概要」でございますが、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2の「区域の変更」につきましては、計画図により後ほどご説明させていただきます。

3の「面積の変更」につきましては、地区数は457件から458件となり、1件の増。府中市全体の生産緑地地区の面積は約99.95ヘクタールから約98.5ヘクタールとなり、約1.45ヘクタールの減となります。

なお、追加指定にあたりましては、農業委員会から、本年7月19日付で生産緑地として適正であるとの了承の回答をいただいております。削除も合わせた本件の都市計画変更案につきましても、本年8月21日付で了承の回答をいただいております。

また、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年10月11日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年10月16日から10月30日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に都市計画変更の告示を行う予定でございます。

それでは、変更の詳細につきましては、担当からご説明させていただきます。

【緑化推進係長】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方のスクリーンによりご説明させていた

だきます。スクリーンをご覧ください。

スクリーンは、第1号議案、資料の4ページから12ページの計画図を表示いたします。

初めに、計画図の表示についてご説明いたします。

右下の凡例をご覧ください。緑の縦縞部分は既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央右側をご覧ください。

番号8、地区名、多磨町。都立多磨霊園の東側、多磨町第二広場の南西側に位置し、平成29年3月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約3,140平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央左側をご覧ください。番号10、地区名、多磨町。都立多磨霊園の東側、多磨町広場の北側に位置し、平成29年1月25日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約2,620平方メートルを削除するものです。

5ページでございます。番号43、地区名、紅葉丘。府中3・4・16号線あんず通りの東側、白糸台公園の北側に位置し、平成29年3月29日に主たる従事者の故障により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約1,070平方メートルを削除するものです。

6ページでございます。初めに右下の凡例をご覧ください。緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域となっております。

図面中央をご覧ください。番号152、地区名、小柳町。西武

多摩川線の東側、小柳小学校の北側に位置し、地区の一部、約260平方メートルを追加するものです。

7ページでございます。図面中央下側をご覧ください。番号180、地区名、若松町。府中3・5・14号線浅間山通りの西側、都道110号線人見街道の南側で若松町公園の北東に位置し、平成29年3月28日に主たる従事者の故障により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約1,160平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央をご覧ください。番号187、地区名、若松町。府中3・5・14号線、浅間山通りの西側、都道110号線人見街道の北側で市営第六若松町住宅の南西側に位置し、平成29年3月28日に主たる従事者の故障により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約450平方メートルを削除するものです。

8ページでございます。図面中央をご覧ください。番号241、地区名、緑町。府中3・5・17号線あかしあ通りの西側、三本木公園の南側に位置し、平成28年12月22日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約2,600平方メートルを削除するものです。

9ページでございます。図面左上をご覧ください。番号413、地区名、四谷。府中3・4・6号線くすのき通りの南側、中央自動車道の北側に位置し、平成28年10月12日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約730平方メートルを削除するものです。

次に、図面右下をご覧ください。番号603、地区名、住吉町。

府中 3・3・8 号線新府中街道の西側、宮前公園の南東側に位置し、地区の全部、約 690 平方メートルを追加するものです。

10 ページでございます。図面中央をご覧ください。番号 446、地区名、四谷。四谷西公園の東側、府中 3・4・3 号線主要地方道 20 号の南側に位置し、地区の一部、約 10 平方メートルを追加するものです。

11 ページでございます。図面中央右下をご覧ください。番号 486、地区名、本宿町。本宿町第 2 公園の南西側、国道 20 号線甲州街道の北側に位置し、平成 28 年 10 月 12 日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約 2,010 平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央をご覧ください。番号 490、地区名、本宿町。府中 3・3・8 号線府中街道の東側、本宿町第 2 公園の西側に位置し、平成 29 年 3 月 30 日に主たる従事者の死亡により買取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約 2,320 平方メートルを削除するものです。なお、削除に伴い、地区の北側が番号 604、約 610 平方メートル、地区の南側が番号 605、約 660 平方メートルに分割となります。

12 ページでございます。番号 602、地区名、本町。下河原緑道の西側、府中第三小学校の南側に位置し、地区の全部、約 670 平方メートルを追加するものです。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第 1 号議案の封筒の中にごございます図面は、都市計画変更に必要な図書、府中都市計画生産緑地地区統括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地地区の区域を示したものになり

ます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。議案につきましては、まずご質問、ご意見をいただき、最後に採決という順番で進めていきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、ご質問はございますでしょうか。 委員。

【委員】 今回の生産緑地の府中市全地域の中での、最終的に追加、削減を入れた約98.5ヘクタール、これは府中市全体の面積に対して何%に当たるものか。まず1点。

それから、削減するにはそれぞれその持ち主の事情があって、いわゆる相続とか、そういう事情があって削減すると思いますが、生産緑地の場合は税法上すごく優遇されている部分があるわけです。今度これを削減した場合は、今の税法上では、改めて追加税額になるのか、今の法律上はどうなっているのか。

それから、追加の生産緑地ですが、追加する方々に対して、これは農業委員会の中で審議されていると思いますが、地域によっては生産緑地の追加というのがまだあるのではないかと思います。これは何か一定の制限みたいなものがあるのかどうか、確認したいと思います。

それから、この地域を見ていると、多磨町とか本宿町とか、いわゆる府中でいう郊外ですが、恐らくここに建つのは住宅街ではないか。それに対する地域の、第一種住専、第二種住専等の色々規制があると思います。その辺はどうなっているのか、今後の見方を確認したいと思います。

それから、我々としては農業公園を増やしてほしいということ
をある場所においては提案していますが、今回このような場合は、
ほとんど個人の財産ですから、ほぼ売却されていると思いますが、
今後の農業公園に対する考え方が、この都市計画審議会において
はあるのかどうか、教えていただきたいと思えます。

以上です。

【議長】 委員から、今、5点の質問がございました。府中
市の生産緑地の面積約98.5ヘクタールに対する府中市全体の
面積の割合から始まって最後の質問まで、ご返答願いたいと思
います。

【計画課長】 それでは、会長、先によろしいですか。

【議長】 どうぞ。

【計画課長】 生産緑地の用途地域の関係ですが、第一種低層住
居専用地域でもありますし、近隣商業地域でも生産緑地というの
はございます。

ほとんどが低層あるいは中高層といったところが多いと思われ
ますが、場合によっては高容積の場所というのにも出てくること
がありますので、住宅に転用されるというのは十分あり得る話だ
と思えます。

売却をした場合に、用途地域を機動的に変えられるかという
と、用途地域も、地域地区ですから手続としては非常に重い制限に
なっておりますので、簡単に変えるということはありません。

あと農業公園のお話ですけれども、これは全体の土地利用で考
えますと、その農業公園自体は施策の中で推進していますが、生
産緑地は、どちらかという民間の関係のお話になってきますの

で、現在、策定を進めております立地適正化計画の中で、農業と調和したような用途地域が新設されておりますので、そういったところも視野に検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【資産税課長】 2点目の税法上の優遇についてでございますが、都市計画税及び固定資産税ということでお答えさせていただきます。

こちらが生産緑地を削除されますと、現在、生産緑地は1平方メートル当たり約2円程度のかかなり低い税額となっておりますところ、市街化区域農地あるいは宅地ということになりますので、かなり課税額が高くなります。

あと、こちらの税につきましては、1月1日が認定の基準になってございますので、そのときの現況で、認定がされているかどうかということによって課税がかかるということになります。

以上でございます。

【公園緑地課長】 先ほどの1点目のご質問でございますが、市の中の生産緑地、市の面積に当たります生産緑地が全体で約3.35パーセントでございます。さらに市街化農地を全て合わせますと約4.86パーセントとなります。

追加する場合の地域に一定の制限があるかどうかということでございますけれども、今現在は生産緑地法の中で500平方メートル以上の場合に生産緑地の追加指定が可能となります。また耕作はきちんとできているか、道路付けがあるか、将来的に公共施設を設置する場合にどうかを含めまして、農業委員会とともに現地を見た中で決定をするところでございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【農業委員会事務局長】 5番目の質問になりますが、農業公園の考え方になりますが、相続等で売却されるような場合、面積、地域及び地域ごと等の考え方を検討しながら、必要があれば購入等を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 今、私が府中市全体で何%、何ヘクタールかと聞いたのは、5年前と10年前、恐らく生産緑地地区というのは非常に減っていると思っております。我々も議会で色々質問しておりますから、ある程度確認はとれています。府中市として、生産緑地にしろ、農地に対しては、個人の資産ですから、それに対する指導というのは非常に難しいことはよくわかりますが、今後の生産緑地に対する考え方、都市計画において生産緑地に対する考え方をまず1点聞きたいと思えます。

それから、先ほど税法上、固定資産税、課税は1月1日をもって現況において課税をするということはよくわかりませんが、それで税法上、その場において、過去にさかのぼらないで現在の段階で課税するのか、その点をもう一度確認したいと思えます。2点だけよろしくお願いします。

【議長】 委員から2点、質問がございました。お答え願います。

【公園緑地課長】 今後の生産緑地に対する考え方ということでございますけれども、実際に平成4年当初に指定をしたときは生

産緑地が約130ヘクタールほどございました。その後、追加指定など、本都市計画審議会でお諮りをした中で追加をしてまいったところでございますけれども、それでも、今、ご報告させていただきましたように、現在約98.5ヘクタールまで下がってきたところでございます。

一方で、農業振興基本計画等の中でも、今後30年後に農地をきちんと府中市は確保していくというようなご議論をいただいたところでございますので、こういったところの中で、後ほど制度設計についてはまたご説明をさせていただくところもございしますが、様々な課題があった中で、国としましても、この500平方メートルというところを少し緩和していくというような方向性を示しまして、この5月でございますけれども、生産緑地法が大幅に改正になったこともございます。

今後とも生産緑地の追加、削除でございますけれども、府中市としても農地を確保していくように、引き続き農業委員会とも連携をした中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【資産税課長】 先ほどの2点目の課税がさかのぼるかどうかという点でございますけれども、1月1日以後に生産緑地の認定が外れますと、その時点で宅地等の課税になりますので、前年度の分についてはさかのぼらないということになります。その翌年度からまた宅地等の課税になっていくということでございます。

以上でございます。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 結構です。

【議長】 ほかにご質問、またご意見等はございますか。 委員。

【委員】 大きく2点あります。1点は、まずすごく土地の形が悪い生産緑地が幾つかあって、この後いずれは宅地化するのではないかなと思いますが、そのときに心配なことが幾つかあるので、都市計画の議論だと思うので、都市計画側で何かしたらいいのではないかなというふうに思いました。

具体的には10番が、ここは恐らく西側のほうと一体の土地なので、道路にくっついているかなというふうに思いますが、かなり大きいので、恐らく大きいマンションは建たないところだと思うので、ちょっと心配だということが10番です。

あと43番です。43番もあまりいい道路にくっついていないと、真ん中のところがポンとあいてしまうので、ここに何かすごく環境の悪いものができてしまうのではないかとということが心配です。

それとあと、後ろの490番です。真ん中の鉄砲みたいな形のところですけれども、これは非常に形が悪いなということで、特に細長く延びているほうの南側に、薄く皮一枚、通路みたいなのが入っているのでしょうか。そこが生産緑地の指定のままの状態になっていて、これが果たしてどんな問題を引き起こすのかというあたりが、想像もつきませんが、困るのではないかとということです。

今日の多分審議事項ではないと思いますが、少しこの話と、これから宅地が出ていくという話を一体的に見ていかないと、いいまちができないかなというところがございますので、お答えいた

だかなくても大丈夫です。お心にとめておいていただければと思います。

あともう1点、8番の敷地について、純粋な質問ですが、建物が建っているように見えるのは何かということが純粋な質問としてはあります。

以上です。あとは意見です。

【議長】 ありがとうございます。2点ご質問が出ましたが、最後だけご返答をお願いいたします。

【公園緑地課長補佐】 4ページの中央、8番の部分、建っている部分に線が引かれてございます。建物のように見えますが、こちらにつきまして農業に伴いますビニールハウスでございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。ほかにご質問等はございますでしょうか。

【委員】 1点だけよろしく申し上げます。ページは7ページですが、都道110号線の府中三鷹線で入ってくるところにも現在、生産緑地があるわけですけれども、これが計画どおりにいったときに、無くなっていくというのと、それから、第十小学校の敷地にも入ってくるという形になると思いますが、これは計画としては何年ごろに予定をしているというか、東側の部分ですけれども、このところだけわかれば教えていただきたいと思います。

【議長】 委員から質問がございました。7ページです。どうぞ。

【計画課長補佐】 都市計画道路3・4・12号の関係でございますが、東京都の第四次事業化計画に優先整備路線として選定さ

れている路線でございます。その計画期間、10年間で着手または着工というところで伺っております。

以上でございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。結構です。

【議長】 ほかにご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、採決をしたいと思います。

第1号議案「府中市都市計画生産緑地地区の変更」について、議案のとおり決することで異議なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議がないようですので、本案につきましては、議案のとおり決することといたします。

続きまして、日程第6、報告事項の1「府中市都市・地域交通戦略(案)について」、事務局から報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【拠点整備担当主査】 それでは、府中市都市・地域交通戦略(案)につきまして、お手元の資料によりご説明をいたします。

本戦略(案)につきましては、委員を会長とし、鉄道事業者や東京都など関係機関で構成する、府中市都市・地域交通戦略検討協議会での4回にわたるご協議を受けて、11月6日付で市長への答申をいただいたものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

1の「趣旨」につきましては、本市では、府中駅周辺の中心市街地を補完する拠点であり、かつ、重要な交通結節点である分倍

河原駅周辺地区において、駅の改良と連動したまちづくりを進めることが求められています。

分倍河原駅周辺のまちづくりを進めるためには、都市と交通を総合的に捉え、鉄道事業者や地域住民と協働し、戦略的に施策を展開することが重要になります。

このことから、分倍河原駅周辺地区に焦点を絞って都市と交通の総合的かつ戦略的な施策を示し、国の支援も期待できる府中市都市・地域交通戦略（案）（以下「交通戦略」といいます。）を作成するものでございます。

2の「概要」につきましては、府中市都市・地域交通戦略（案）の本編を用いてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料の4枚目をお開きいただき、目次をご覧ください。

第1章及び第2章の「分析」では、本市の交通基盤や交通戦略の役割、分倍河原駅周辺地区のまちづくり方針、地区の概況及び課題など、市全域及び同地区の現状分析を記載してございます。

第3章の「戦略と行動」では、分倍河原駅周辺地区の将来像、将来像の実現に向けた戦略目標、戦略目標の達成に向けた施策を設定し、施策を戦略的に実行するための実施プログラムを記載しております。

第4章の「評価」では、第3章の戦略を評価する指標の設定、目標の達成度合いを評価し、交通戦略を推進するための取組を記載しております。

本編の1ページをご覧ください。

表題の「1府中市の骨格構造と交通基盤」につきまして、（1）の「都市基盤と拠点」では、ページの下段の図に示しております、

まちの骨格構造を形成する軸や拠点の位置付けを踏まえ、持続可能な集約型都市構造への再編に向けた、拠点整備の推進が重要となることを記載しています。

右側の2ページをご覧ください。

(2)の「府中市の交通基盤」では、ページ下段の交通階層図に示しております、市全域において着実に進展している公共交通と道路ネットワークの現況を踏まえ、交通結節点として中心市街地を補完する拠点である分倍河原駅周辺地区を対象に、交通施策を進めることが重点的に取り組むべき課題となることを記載しております。

3ページをご覧ください。

「2 都市・地域交通戦略の概要」につきましては、(1)の「交通戦略の位置付けと役割」では、ページ中段の図に示しております交通戦略の上位計画に基づき具体化した、分倍河原駅周辺のまちの将来像と、取り組みをパッケージ化した交通施策等について、交通戦略に位置付けることを記載しております。

(2)の「計画期間の設定」では、交通戦略の計画期間を交通戦略策定後から概ね10年間とし、都市計画マスタープランの目標年次に合わせて平成40年度に設定しております。

右側の4ページをご覧ください。

「3 対象区域の設定と対象区域のまちづくり方針」につきましては、(1)の「対象区域の設定」では、駅を中心とした徒歩圏や生活圏を区域として捉え、図1に赤枠で示した範囲を対象区域として設定しております。

(2)の「分倍河原駅周辺地区のまちづくりの方針」では、交

通戦略の上位計画の中で、黄色で示しております東京都策定の都市計画区域マスタープランや、緑色で示しております都市計画マスタープランにおける分倍河原駅周辺地区の位置付けを整理しております。

5 ページ及び 6 ページをご覧ください。

「4 データから見える分倍河原駅周辺地区の特性と期待」につきまして、5 ページでは、人口及び乗降客数の推移や駅利用者の交通手段など、地区の特性を分析しております。右側の 6 ページでは、分倍河原駅周辺地区の住民等へのアンケート調査及び駅利用者へのヒアリング調査の結果を示しており、各種データにより同地区の分析を行ったものです。

7 ページ及び 8 ページをご覧ください。

「5 現場から見える分倍河原駅周辺地区の問題・課題」では、分倍河原駅周辺地区における交通基盤の整備に当たり、歩行者交通、自転車交通、公共交通、自動車交通の 4 つの視点により、同地区の問題と課題を整理したものです。

9 ページをご覧ください。

「6 分倍河原駅周辺地区の将来像」では、都市計画マスタープラン等の上位計画に基づき、交通戦略において同地区の目指すべきまちの将来像を青色で示しております。「にぎわいがつながり・ひろがる歩行者中心の人に優しいコンパクトなまち」としまして、あわせて将来像に基づき 3 つのまちづくりの方針を設定しております。

右側の 10 ページをご覧ください。

「7 分倍河原駅周辺地区の戦略目標」では、分倍河原駅周辺地

区の将来像の実現に向けて、同地区の問題・課題を踏まえた上で、交通戦略を戦略的に推進するため、ページ下段に3つの戦略目標を設定しております。目標1は歩行者交通に関するもの。目標2が自転車交通に関するもの。目標3が公共交通に関するものでございます。

11ページ及び12ページをご覧ください。

上位関連計画や社会潮流に基づき設定した、分倍河原駅周辺地区の目指すべき将来像、将来像を実現するための戦略目標、目標が達成されることにより描かれるまちの姿についての関係性をイメージ化したものになります。

続きまして、13ページから18ページまでは、10ページで設定をいたしました3つの戦略目標を達成するための考え方と、具現化するための施策を記載しております。

初めに13ページをご覧ください。

「8戦略目標の達成に向けた施策」につきましては、目標1では、基本的な考え方として、歩行者ネットワークの形成に向けて、駅北側の商店街から駅南側の商業・業務施設までを結ぶ歩行者動線をにぎわい軸、駅周辺から駅前空間にアクセスする動線を生活軸に設定するなど、4つの取組について施策を実施するものです。

右側の14ページをご覧ください。

目標1において設定した4つの取組の形成に向けて実施する施策を示しており、施策1-1跨線橋の撤去と南北自由通路の新設や、施策1-6駅直近への溜まり空間の確保など、関連する目標2の施策とあわせて8つの施策について展開することとしております。

15ページをご覧ください。

目標2では、基本的な考え方として、自転車ネットワークの形成に向けて、自転車駐車場の適正配置など、3つの取組について施策を実施するものです。

右側の16ページをご覧ください。目標2において設定した3つの取り組みの形成に向けて実施する施策を示しており、施策2-2自転車駐車場の移転・再配置など、3つの施策について展開することとしております。

17ページをご覧ください。目標3では、基本的な考え方として、便利で快適に利用できる公共交通等の形成に向けて、分倍河原駅の改良など、2つの取組について施策を実施するものです。

右側の18ページをご覧ください。目標3において設定した2つの取組の形成に向けて実施する施策を示しており、施策3-1駅舎とまちの整合。施策3-2南側駅前広場の再整備・位置付けの検討のほか、関連する目標1の施策とあわせて5つの施策について展開することとしております。

19ページをご覧ください。

「9実施プログラム」では、13ページから18ページでご説明いたしました12の施策の展開に当たり、2つに分けて実施するプログラムを記載しております。黄色のステップ1では概ね5年程度で実施する施策とし、ステップ2で行う大規模改修の前に完了しておくべき、駅へのアクセス道路の拡幅・整備や自転車駐車場の移設・再編などを優先して実施するものです。緑色のステップ2では、概ね10年程度で実施する施策とし、自由通路の新設や駅前空間の整備、駅舎の改良など、大規模改修を伴う整備を

実施するものです。

各施策の展開箇所につきましては、右側の20ページをご覧ください。ページ上段がステップ1の施策、下段がステップ2の施策を図示したもので、19ページの実施プログラムのスケジュールに沿って施策を展開する位置を示してございます。

続きまして、21ページから24ページは、戦略目標を評価するための指標の設定について記載をしております。

初めに、21ページ及び22ページをご覧ください。

「10 評価指標の設定」につきまして、(1)の「評価指標及び目標値」では、本交通戦略について国土交通大臣の認定を取得し、施策展開に当たり優先して国の支援等を得るため、目標の達成度合いを数値化した指標を設定しております。

評価指標については、歩行者交通環境の満足度から適合していないスロープの箇所数まで6つの指標を設定しており、評価指標や目標値について設定の考え方を記載しております。

続いて、23ページをご覧ください。

(2)の「評価指標と目標値及び各施策との関係」では、戦略目標ごとに評価指標を区分し、各指標の現況値と平成40年度末時点の目標値を表にして示してございます。

右側の24ページをご覧ください。

評価指標と各施策の関係性を表に示しております。

25ページをご覧ください。

「11 交通戦略の推進(事後評価)」につきまして、(1)の「PDCAサイクルによる推進」では、交通戦略に掲げる施策を着実に実施するため、PDCAサイクルにより、概ね5年ごとに施策

実施の効果を確認するための評価と、必要に応じて交通戦略の見直しを実施することとしております。

(2)の「推進体制」では、交通戦略の推進に当たって、地元協議会をはじめ交通事業者や関係機関等と連携を行うとともに、学識経験者、交通事業者等により構成された、府中市都市・地域総合交通戦略検討協議会が中心となって、推進体制の役割を担うこととしております。

26ページ以降は参考資料となっており、市全体の交通の概況に関する資料や住民アンケート調査の結果、協議会の名簿などを記載しております。

交通戦略(案)の概要の説明は以上でございます。恐れ入りますが、審議会の資料のほうにお戻りください。

資料の2ページでございます、3の「今後の予定」でございますが、交通戦略については、平成29年11月下旬から12月下旬までの期間でパブリックコメント手続を実施し、市民からの意見を反映させた後、関係機関との協議を進め、平成30年度末を目途に国土交通大臣による認定の取得を目指してまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。以上報告は終わりました。この件につきまして、何かご質問がございましたらご発言を願いたいと思います。 委員、どうぞ。

【委員】 何点か、ご質問させていただきたいと思います。

今回、分倍河原駅周辺地域におけるまちづくりについて進めていると思いますが、たしか記憶によると、昨年あたり、地域の自治会さんとも色々ご協議をされていたかなと記憶していますが、

実際にどのぐらいの頻度で、その自治会さんとのお話を、1町内ではないと思うので、各町内で色々やった記憶がたしかあったと思いますが、どれぐらいの頻度でやったか、また今後どういった動きをするのか、それをお聞きしたいのが1点です。

それから、今回、分倍河原駅について、東京都、それから鉄道事業者、それと府中市との協議に入っていると思いますが、こちらの今の状況というか、会議の頻度ですか、この辺の進み方が今どのような感じなのか。内容までは色々としえがあると思いますので、そこまでは聞きませんが、どのぐらいの頻度でそういった会議を持たれているかどうか、これを確認させてください。

それともう1点、都市計画道路3・4・6号ですね、こちらも東京都の第四次事業化計画のほうで、あり方のことで以前審議した記憶がございまして、この3・4・6号は路線図から見るとかなり難しい路線図になっておりますから、今後、進めていく中で、分倍河原駅周辺地域にもかなり影響を与える道路でございます。ただ、進めるといふ形になると、ここは非常に難しい地域で、交通がまたいでおりますので、今後そのあり方も含めた形でやられているということで18ページには書かれているんですが、こちらの3・4・6号はどのように、今、あり方として、方向として市は考えているのか。これをご答弁できるなら教えていただきたいと思っております。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。 委員から3点ご質問いただきました。自治会さんとの会合、3者の会合、3・4・6号について、お願いします。

【拠点整備担当副主幹】 ご質問 1 点目の分倍河原駅の地域の方々とのこれまでの調整の状況でございますが、昨年度、地元の 2 つの商店街並びに 5 つの自治会、あと南側の商業・業務施設の事業者の皆様と勉強会をスタートさせまして、昨年度は勉強会を 4 回開催してございます。その後、今年の 1 月にまちづくり協議会という形で、同じメンバーで協議会を立ち上げまして、今年度につきましては、協議会を部会という形で分けて協議を進めてきております。その部会につきましては、商業系の皆様によるにぎわい検討部会並びに自治会の皆様による生活検討部会の 2 つの部会で検討を進めてきておりますが、それぞれの開催状況につきましては、にぎわい検討部会を 4 回、生活検討部会を 3 回開催をしてきております。その中でいただいた様々なご意見につきましては、今回の交通戦略の中にも反映してきたところでございます。

今後の予定といたしましては、この部会をまとめて、まちづくり協議会全体会として開催をしてまいりまして、その中で地域の皆様とまちづくりの提案として意見を集約していければと考えております。そのまちづくりの提案も踏まえ、交通戦略の今後の具体的な事業を進めていく予定で考えてございます。

続きまして、2 点目の、鉄道事業者との会議の頻度でございますが、昨年度、鉄道事業者の JR 及び京王電鉄に東京都も加わりまして、検討の会議を進めてきてございます。こちらにつきましては、昨年度は 4 回開催をしまして、今年度につきましては 6 月に開催をしたところでございます。

その後、具体的な今後の進め方につきましては、現在、個別に協議を進めてきているところでございまして、まだ駅改良について

は合意に至っていないところでございますが、合意に向けて引き続き粘り強く協議を進めまいりたいと考えてございます。

3点目の3・4・6号につきましては、その範囲につきまして、29ページに参考資料として都市計画道路の整備の状況を載せてございます。3・4・6号につきましては、赤で着色をしている範囲になりますが、こちらの検討につきましては、分倍河原駅周辺のまちづくりの中での3・4・6号のあり方並びに路線全体での3・4・6号の必要性を、来年度から比較検討なども行いまして、整理してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。色々と会議は順調に進んでいるという認識を持たせていただきましたので、特に市と鉄道事業者、東京都、この辺は3者が一体となって進めていかないと、なかなか進まないということが過分にありますので、その辺を今年度に関しては個別ということで伺っておりますから、なるべく全体で会議が持てるように、今後も引き続き進めていただければと思っております。

また、3・4・6号に関しては、これも随分計画を立ててから古いものだというふうに思っておりますので、交通事情も色々と変わってきておりますし、18号の鎌倉街道、こちらも随分と整備が昔と違って変わって、今はとてもいい道路に変わりましたから、そういった今の鎌倉街道18号と、この3・4・6号のあり方をもう一度色々な角度から見ていただいて、この計画に生かしていただきたいと思っておりますので、この辺も引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。 委員、どうぞ。

【委員】 大きく3点ございます。

一つ目は、何でこれをやっているのかということ、ポテンシャルがあるが、道路ができていないからやりましょうということだと思います。結局ポテンシャルを上げていくということではないかと思いますが、駅の西側のほうに、今、第一種低層住居専用地域があって、これをどうするかだと思います。一等地にこんな低層の低密な住宅地があっていいのかと、普通に考えたら思ってしまうので、住民の方々と議論をしながら、もちろん住民さんたちが大事だと僕は思いますが、彼らが開発をしたいと思っているのか、今のままでいいと思っているのか、読み切った上で、この辺のことを書いていかないときついかনাと思うので、低層住宅地のところと、このポテンシャルを有しているというあたりを、どういうふうに考えておられるかということが、まず1点目の質問です。

2点目が、今の話とちょっと関連しますが、3・4・6号が整備されたら、沿道型で用途地域を変えるのではないかなというふうに思っていて、その辺のことを議論したのかどうか大事で、載っていないなと思いましたが、議論をした上で生活軸という書き方をしているのか、それをどう捉えたらいいのか。10年後の生活軸と言われても困ってしまうのではないかなと思ったので、そこを気になったことが2点目です。

3点目は、にぎわい軸というのが駅の東側に縦に一本走っていますけれども、なぜこれがあるのかよくわからなくて、南のぶつ

かるところを、今、地図で確認したら、東芝か何かの建物ですか。恐らく東芝の人たちは分倍河原駅にきて、そのまま斜めの橋を渡って通勤して、そのまま帰ってしまうのではないかと思うので、彼らに対してにぎわい軸をぶつけてみて、何の意味があるのかと思ったのがあります。それで、にぎわい軸の先に郵便局や図書館がありますが、多分そういうものをもうちょっと駅前に移したほうがいいのではないかと、色々なことを考えたので、にぎわい軸の打ち方が違うのかもしれないというあたりが疑問だったので、質問しました。

3点でございます。

【議長】 3点、お答え願います。

【拠点整備担当副主幹】 まず、1点目の駅西側の第一種低層住居専用地域につきましては、確かに 委員がおっしゃるように駅に近接して低層住宅の用途があるところは、あまりほかの駅でもない状況でございます。今後、こちらにつきましては、駅改良を含めたまちづくりの中で、用途地域につきましてもどのようにしていくのかというところを、現状としては低層の住宅地が広がっている状況でございますので、地域の方のご意見をお聞きしながら、取扱いを検討してまいりたいと考えておりますので、まだ具体的に方針は決まっていない状況でございます。

2点目の3・4・6号の沿道の用途地域につきましては、今後、3・4・6号のあり方の検討をしていく中でその方向性が決まって、3・4・6号は現行の計画どおり進めていくということになれば、沿道の用途地域の取扱いについても、その次のステップとして検討してまいりたいと考えております。

生活軸を示しておりますのは、都市計画道路 3・4・6 号をお示しているのではなく、地図の 13 ページで申しあげますと、都市計画道路に一部かかっております並走する市道 4 - 159 号線を示しておりますので、そちらが生活軸の位置付けをしてございます。

【委員】 そこに何か整備できますか。二重投資になるとよくないなと思います。

【拠点整備担当副主幹】 こちらの 4 - 159 号につきましては、14 ページの施策 1 - 5 に記載をしてございますが、既に歩道のバリアフリー等の整備が終わってございます。しかしながら、車の通過交通が見受けられるというところもございまして、そういった通過交通に対する取組などを行っていく予定でございまして。

最後の 3 点目のにぎわい軸の関係でございまして、南側が東芝にぶつかっているということで、図面上はそのように示しておりますが、実際のところ、東芝を抜けて南側に商業施設があり、そこまで敷地内の通路がございまして、その商業施設までつながる通路につきましては、にぎわい軸に設定してございます。

以上でございます。

【計画課長】 補足をさせていただきます。

住宅低層部の関係ですが、これは先ほど来ご答弁させていただいておりますまちづくり協議会を通じて、地元の意見を吸い上げております。その中では、大方皆さんが望んでいるのは、駅舎を改良しなければいけないというところが一番強いです。なるべく環境を大きく変えたくないという大多数の住民の強い意見がありますので、地域交通戦略の中では描いてはいたませんが、その部分

の基盤整備については、今のところ低層部の低層住宅を大幅な範囲で市街地整備を行っていくというよりも、現状の基盤を少し強化していきたいと考えております。

以上でございます。

【委員】 一般のことを言うと、要は税金を使って駅舎を改良するわけですから、低層のままでいいという人たちに対して、そこまで投資をするのかということは当然あると思いますので、お考えいただければと思います。

【議長】 ほかにご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、本日は 委員にご出席を賜っておりますので、何か補足説明がございましたらお願いいたします。

【委員】 せっかくの機会ですので、一言だけ補足させていただきますと、ご議論いただいている都市・地域交通戦略でございますが、今年の4月時点の状況で、全国で89地区が策定済み、策定中のものを3つ含んでいますが、策定済みと聞いております。

東京都内では6市区、豊島区、中野区、新宿区、中央区、立川市、町田市が既に策定済みで、それに続くような形で本市も策定を急いでいる状態でございます。

この交通戦略でございますが、極めて重要な鍵は、交通だけをよくするというわけではなくて、まちづくりと連動させるというところが一つの大きな鍵になっておりまして、そういった意味でも、現在策定中の立地適正化計画と、どういうふうこれから組み合わせていくのかというのが大きな課題になるのかなと思います。

特に立地適正化計画の中でも、都市機能の集積を図る地域というところで、分倍河原駅一帯は極めて有力な場所であるというふうに我々も認識しておりまして、そういった中で、本市全体の交通戦略もあることではあります、特段この部分に集中をして、まずはこのエリアをどういうふうな形でまちづくりと連動させるのか議論をしてきて、一定の成果は得たということで、きょう皆さんのところに案という形ではございますが、お示しさせていただいたということでございます。

今日ここに出席いただいている皆様から貴重なご意見をいただきましたので、今後これを取りまとめるに当たって参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、報告事項について、報告了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議がないようですので、報告了承とさせていただきます。

なお、委員につきましては次の予定がありますので、こちらで退席となりますので、ご承知おき願いたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、日程第6、報告事項2「生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件の設定について」、事務局から報告を願います。よろしく申し上げます。

【公園緑地課長補佐】 「生産緑地地区に係る農地等の区域の規

模に関する条件の設定について」につきまして、ご報告いたします。

報告事項の２、資料の１ページをご覧ください。

１の「趣旨」でございますが、平成２９年５月に生産緑地法の一部が改正され、これまで同法で定めていた生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を、生産緑地法施行令で定める基準の範囲内において、市町村が定めることができることとなったため、本市におきましても、生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を設定するものでございます。

次に、２の「内容」でございますが、生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を、次の表のとおり定めるものです。施行令で定める基準は、表の左側のとおり、３００平方メートル以上５００平方メートル未満の範囲内において、一定の規模以上の区域としていることから、このたび本市が定める条件は、表の右側、３００平方メートル以上の規模の区域といたします。

これは都市農地がこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置付けが大きく転換され、災害時の避難場所、また、身近に緑に触れることができる空間として、都市農地の有する多様な機能が再評価されたもので、現行の制度では、生産緑地地区と指定することができない小規模の農地を生産緑地地区として指定し、保全することで、宅地化の進行による都市農地の減少の抑制につなげていくものでございます。

最後に、３の「実施日」でございますが、平成２９年１２月下旬を予定しております。

以上で説明を終わりますが、本件につきましては、第４回市議

会定例会に「生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を定める条例」の制定議案として上程する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ただいま報告は終わりました。この件につきまして、ご質問がありますでしょうか。 委員。

【委員】 確認をさせていただきたいと思います。生産緑地法の一部改正ということですが、ここに書かれている趣旨では雑ぱくでございますので、少しこの辺の内容をもう一度ご説明させていただきたいと思います。

それから、今回、施行令で300平方メートルから500平方メートルの間ということですが、本市は今回300平方メートルで定めるということはわかりましたが、こういった形で多摩の26市のうち、今回この法令改正によって、本市と同様に300平方メートルで定めているようなところがあるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

以上、2点お願いします。

【議長】 2点のご質問がありました。お答え願います。どうぞ。

【公園緑地課長】 まず、1点目の趣旨、内容ということかと思いますが、市街化の三大都市機能において、市街化された生産緑地は、先ほど 委員さんのほうからもございましたように、非常に生産緑地が解除されて、少なくなってきたというものが現状でございました。このような中で、当該都市計画審議会あるいは議会のほうからも、今後この農地を何とか確保、残していかなければならないというご意見も多数いただいたところでござい

ます。

このようなことから、農業委員会の会長さんをはじめ、26市がまとまって国土交通省、農水省、東京都などに陳情要請行動をし、規制が緩和できないかということで、色々長年にわたって働きかけをしてきたところでございます。

このような中で、国等におかれましては、本年5月に生産緑地法が大幅に改正されました。本市も生産緑地の規模を下げてほしいというご要望をさせていただいたところでございますけれども、本市と26市の中では300平方メートルまでこの制限を緩和してほしい、また、そのほか規制が色々あるところにつきましても緩和してほしいという形の中で、一例といたしましては、これまでは6メートル以上の道路に分かれていた農地であると、一団の区域として見ることはできませんでしたが、この部分につきましても、今回、緩和がされているところでございまして、6メートル以上の道路でも一団の生産緑地として指定がされるという形になります。

本市としましては、このような内容を受けまして、ご提案をさせていただいているところでございます。

次に、他市の状況ということでございますが、26市を含めた中で、同様に今、手続をしている最中、また年明けに向けて手続を進めているというところも聞いているところでございます。そのような情報収集をした中で、今回、12月の議会で制度を見直しさせていただきまして、300平方メートルという形の中で動かさせていただいているところでございます。

なお、26市中、今、手続に入りましたのが、聞いている中で

は12市ございます。その他年明けに手続を進めていく市もあると聞いております。

以上でございます。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 ご答弁ありがとうございました。この件についてはかなりの課題であったところを、今回、府中市が要望に応えていただいたという認識で、大変評価をさせていただきたいと思っております。

さきの決算委員会でも、我が会派の若手の優秀な議員がこの辺をご要望させていただいたという経緯もございますので、ぜひこれからの都市農政、本当に地域が、農地を確保できない中で、先ほど委員にご質問いただいたとおり、追加をこれからしていく中では、こういった300平方メートルという制限の中で、新たに都市農地を残していただきたいと思っておりますから、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

【議長】 委員、どうもありがとうございました。

ほかに。 委員、どうぞ。

【委員】 ここでの都市農業の保護と、都市農地というか、保全という部分では、非常にいい形で進めさせていただいたと思えますし、高く評価させていただきたいと思っております。あわせて先ほどお聞きしたかったですけれども、この場で聞いたほうがわかりやすいかと思われました。7ページの都道110号府中・三鷹線の199の場所は、完璧にこの道路の計画によって分断されるわけですね。分断されて、なおかつ生産緑地がなくなるという

方向になると思いますが、300平方メートルに満たない農地ができるわけですね。そういったときに、ここの持ち主、農家に対しての保護は今後どういうふうになるのか。今までと変わらないのであれば、どういう状況かわかればご答弁いただきたいと思います。

【議長】 よろしいですか。よろしく申し上げます。

【公園緑地課長】 ただいま、先ほどの議案の中の7ページの199番を例にしてご説明させていただきます。

今まででございますと、都市計画道路などご協力いただいた場合に、6メートル以上の道路でございますと、同時に残った土地が500平方メートルを切った場合は、実は道づれ解除ということで今までもご提案させていただいたところでございます。

今回の改正によりまして、残った土地が最低100平方メートル以上の土地という形になりますが、その100平方メートル以上の土地が、例えば三方いて、それぞれ100平方メートルを三つ持っていて、300平方メートルを持っている場合や、一つの塊として300平方メートルが対岸に残る場合は、これはそのまま生産緑地として指定を続けることができるように今回大きく変わってまいりましたので、このようなことから、引き続きこういった都市計画の事業に対してご協力いただけると考えております。

以上でございます。

【委員】 そこまで今回の改正によって、都市農地の保全というものを保とうとする面がしっかりと残されたという、そういう判断でよろしいでしょうか。

【公園緑地課長】 そのとおりでございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。結構です。

【議長】 ほかにありますか。 委員、どうぞ。

【委員】 認識が違うかと思うので、私のほうからアドバイスをさせていただきます。最近、都市農地の制度が大きく変わっていて、私の制度改正に対する評価ですが、今まで生産緑地というのはまちの中であって、確かに緑はありますが、全然周りの人たちは使えませんでした。入っていけないなどの雰囲気があって、フェンスもあって別世界だったと思います。要するに農業の世界と都市の世界が反対を向いていたということですが、それを一緒にしましょうというのが最近の改定の意図です。そういう小さいものを認めていって、子どもたちが入ることができる公園みたいなものを増やしましょうというものです。そんなことが大きい制度改正の趣旨だと思っていますので、農地を保全するとか、農家さんを保護するとかの意図が緩んでいる、むしろ、うまく都市と一緒にやりましょうということが出てきているということです。

300平方メートルの小さい農地がたくさんまちの中に出てきたときに、それを逆にどう使っていくかというところをちゃんと議論していかないと、フェンスに囲まれた小さい緑地がまち中にぼこぼこあって、誰も入れないということになってしまいますので、そのあたりは行政のほうにも、何かもう少し仕掛けをしていかないと、小さい本当に使えない土地がたくさんあって、入っていいかどうかよくわからない、入ったら怒られるみたいなことになってしまって、まちとしてはどんどん環境が悪くなってしまいますので、そこはもう一工夫ぐらいやっていただけるといいかな

と思いました。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。うまく生かしていこうという
思いで、その部分は共通できるのかなというふうに思います。

【議長】 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、報告了承ということでよろしいで
しょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議がないようですので、報告了承とさせていただきます。

次に、日程第7、「その他」について、事務局から何かございま
すでしょうか。

【緑化推進係長】 事務局からは2点ご報告させていただきます。

はじめに、府中都市計画生産緑地地区の変更予定についてご報
告させていただきます。

今後、生産緑地地区の削除に伴う変更が予定されるものにつ
きまして、本日、お手元にお配りしております、右上に資料と入っ
ております「府中都市計画生産緑地地区の変更(削除)予定につ
いて」により、ご報告させていただきます。

次のページの地図をご覧ください。右下に凡例がございますが、
黒丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定
に基づく買取り申出の手続きであり、現在、生産緑地としての制限
が解除されている地区でございます。

初めに、1ページをご覧ください。

地区名は押立町地区、場所は稲城大橋の東側、中央自動車道の南側に位置する地区でございます。

続いて、2ページでございます。地図の中央をご覧ください。

地区名は小柳町地区、場所は府中第九中学校の西側、しみず下通りの北側に位置する地区でございます。

続きまして、地図中央下側をご覧ください。場所は西武多摩川線の東側、鶴代橋の北側に位置する地区でございます。

3ページをご覧ください。

地区名は小柳町地区、場所は小柳保育所の西側、しみず下通りの南側に位置する地区でございます。

4ページをご覧ください。

地区名は白糸台地区、場所は白糸台通りの西側、国道20号(甲州街道)の南側に位置する地区でございます。

5ページをご覧ください。

地区名は南町地区、場所はあかしあの森公園の南東側、下河原通りの北西側に位置する地区でございます。

この生産緑地地区につきましては、都市計画の削除に伴う変更として、平成30年度春ごろに開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【都市計画担当主査】 続きまして、2点目といたしまして、立地適正化計画の策定状況につきまして、ご報告させていただきます。

こちらにつきましては、配付資料はございません。

立地適正化計画につきましては、持続可能なまちづくりの実現

に向けた方策として、平成26年8月に創設された新たな制度となります。およそ20年後の都市の姿を展望した計画で、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとなり、本年度及び平成30年度の2年度での計画策定を予定しております。

立地適正化計画の策定状況でございますが、本年4月1日付で設置いたしました「府中市都市計画マスタープラン改定検討部会」を3回開催いたしまして、本市の現状の把握・分析を行い、都市構造上の課題を提示し、本市の骨格構造などをご議論いただいております。本年12月に開催予定の部会におきまして、都市の骨格構造や、まちづくりの方針などの骨組を作成いたしまして、来年1月中旬以降に開催予定の本審議会にご提示をさせていただきたいと考えております。

以上で事務局からの報告を終わります。

【議長】 ありがとうございます。2点報告をいただきました。この点につきまして、報告事項に何かご質問はありますか。

委員。

【委員】 この予定というのは、今後ある程度農業委員会の中で出てきた案として、来年の都市計画審議会の開催の間に予定地として提示されているという理解でよろしいでしょうか。なぜこれを出したのか確認をしたいと思います。

【議長】 どうぞ。

【公園緑地課長】 本日お示しをしております削除をした中で、削除の手续から大体半年ぐらいたった後に、本都市計画審議会のほうにご報告させていただいているところでございます。その中

で、本日までにもう既に削除の申し出があったところがございますので、事前にこういったところについてはご報告をさせていただいているところでございます。なぜならばというところでございますけれども、買取りの申し出が出てきてから3箇月たちますと、生産緑地法の手続としては制限が解除されまして、生産緑地の当該審議会にかける前には、生産緑地法の手続はもう既に終わってしまっているところもございますので、既に宅地化が始まったりとか、あるいは中高層の建物の建築が始まっているというケースがございました。このようなことから、なるべく早く本都市計画審議会のほうに情報を提供するという形の中で、このように、年2回でございますけれども、情報提供させていただいているところでございます。

以上でございます。

【委員】 時間的なずれということの理解でよろしいですか。

【公園緑地課長】 そのとおりでございます。

【委員】 もう1点、農業委員会というのは、ここで法律が変わりましたので、議会から農業委員の代表を出していない状況です。今は公募型の市民の方もおいでになってやっぺらっしやる。そうしますと時間的な差というのは、議会への報告、都市計画審議会を経て報告なのか、また、その中間の中で報告されるのか、その辺を確認の意味で質問させていただきます。

【議長】 ご返答を願います。

【公園緑地課長】 こちらにつきましては、都市計画等の変更の手続という形の中でございますので、本都市計画審議会のほうにお諮りをしている中で進めてまいりたいと考えています。なお、

本都市計画審議会に委員として議会からのご選出をいただいているところでございますので、なるべく早く情報として今後も提供させていただければと考えております。

以上でございます。

【計画課長】 都市計画を所管する立場でご答弁をさせていただきますと、生産緑地地区は地域地区の一種でございます。都市計画については都市計画審議会が所掌しております。法律で定められた権限を持っておりますので、都市計画審議会にかけさせていただいております。議会への報告というところではなくて、都市計画というのは市全域にあるものですから、法律で定められております議会の議員の皆様が入られている都市計画審議会というような理解をお願いいたしたいと思っております。生産緑地の制限解除については、本審議会に報告はさせていただいているということでございます。

以上でございます。

【委員】 確認ですが、農業委員会では、この土地の生産緑地変更等、削除等を審議するわけです。それが上がってきて、こちらの都市計画審議会のほうに上がってきた中で、都市計画審議会の中で審議しているという過程のことで、その確認でいいですか。我々はもちろん議会代表として来ているわけだから、それを受けて答申をいただくという確認のことでよろしいんですね。

【計画課長】 その生産緑地自体が農業施策との調整を図って行われるべきものということで法定されておりますので、そのような順番でやらせていただいているというご理解でよろしいかと思っております。

以上でございます。

【議長】 委員、どうですか。

【委員】 時間のずれがありましたので、気がついたらこの畑が宅地になっていたというような話になってしまうと、時間のずれが出てくるという点について確認をしたかったということで、今、質問させていただきました。結構です。

【議長】 どうぞ。

【委員】 今の流れで、まさに 委員が言われたように、気がついたら宅地になっていました。その後、ここへかかってきました。極論を言うてしまうと、ここで継続審査を主張したらどうなりますか。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 生産緑地地区の建築物の制限というのは、生産緑地法の定めになっておりますので、そこで建築制限が解除されると、生産緑地法上は可能になるという考え方になります。

ただ、その中で、生産緑地でないのに地域地区が残るというような都市計画上の不整合が発生するということになるかと思えます。

【議長】 どうぞ。

【公園緑地課長】 ご説明のところであったかと思いますが、本市がお示ししてございますように、まずこの都市計画審議会のほうに次回ということでご報告させていただいているところですが、その後、年明けの1月に予定をしております農業委員会のほうにお諮りさせていただきまして、そちらでご審議いただいた後に、来年5月あたりに予定をしております、当該都市計画

審議会に改めて案件としてご提出をさせていただくものでございます。したがって、農業委員会よりもさらに早く当該都市計画審議会のほうに情報としてご提供させていただいているものでございます。

以上でございます。

【議長】 委員、いかがですか。よろしいですか。

【委員】 結構です。ただ、これは出さなくてもいいのではないですか。それはそれぞれの担当部署の考え方であるから、それは構わないと思います。これは府中の将来に向かって非常に大切な土地の利用でありますし、都市計画の長期的なビジョンに基づく問題ですから、非常にその辺は議論の中で出てきた案件だと思しますので、その時間的なずれというのは、その点はよく考えながらやっていただければありがたいと思います。

以上です。

【議長】 委員からご意見をいただきました。ありがとうございます。

ほかに何かご質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。本件をもちまして本日の案件は全て終わりました。長時間、貴重なお時間をいただきまして、スムーズに進行できまして、ありがとうございました。今後ともお力添えを賜りたいと思います。

では、これで閉会とします。

午前 11 時 45 分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員